

警察政策学会資料 第130号  
令和5（2023）年8月

近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第四輯）

警察政策学会  
警察史研究部会

# 序 文

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 權

つくづく「大変な時代になったなあ」と思います。「宇宙船地球号」は、どうなってしまうのでしょうか。現代工作物を溶かすがごとき熱暑、降れば土砂降り・大洪水、「異常気象」の厳しさは、10年先いや5年先への展望をも暗雲に包みます。コロナ・パンデミックは、人々の油断をよいことに、とぐろを巻いて収まりを知りません。さらに人間の愚かさを性懲りもなく見せつけるウクライナ戦争は、早急に終わらさないと第三次世界大戦の導火線に火を点じかねません。

私も8年ほど経験させていただいた、わが国実業界は、SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) の達成をはじめ、「コーポレート・ガバナンス・コード」の徹底ということで、日々刷新を求められています。民間企業における「公益」の追及は、抽象的だった「公共の福祉」概念に、地域的具体性をもたらしつつあります。こうした波は、遅かれ早かれ行政にも波及し、「官界の改革」を呼ぶものと思われます。「公安委員会制度」の有り様にも再検討を求められるかもしれません。

そしてAI革命は、仕事の進め方を根底から覆し、AIに使われる人類の姿は、あらゆるところで露出し、その行き着く先はどうなるか全く分かりません。

まことにもって世知辛い世の中で、息をするのも苦しくなってきた感じがします。徳川幕府時代の「重農主義」「鎖国主義」へのあこがれや、さらに陶淵明の「園田の居に帰る (帰園田居)」に新たな意味合いを見出す人々も多いのではないのでしょうか。

こうした中で、私の気持ちをさらに暗くするのは、わが国の行政 (裁判行政を含む)、大企業経営において、仕事の基本中の基本、今更確認するのも恥ずかしく思えるような基本動作に大きな手拔かりが生じ、取り返しのつかない「失敗」を重ねに重ねていることです。

福島原発。2011 (平成 23) 年 3 月 11 日の東日本大震災発災以前に、毎日海を見つめていた電力会社の職員が、津波来襲時の原子炉冷却用水のための電源確保に、

誰も気づかなかったということは、あり得るのでしょうか。

かの有名な神戸連続児童殺傷事件の裁判記録をはじめ多くの重要な裁判記録の廃棄処分を行いながら、これは廃棄していいのかな、「特別保存」すべきではないのかなど、誰も疑問に思わなかったということがありうるのでしょうか。

そして昨今のマイナンバーカードをめぐる大混乱です。平成の金融危機の時に、私も経験しましたが、不良債権者の名寄せで、ずいぶん苦労させられた記憶は、まだ比較的新しいのではないのでしょうか。

いずれの場合も、優秀な担当者が携わっていたわけですから、彼らは当然その「潜在リスク」に気づいていたと、私は思います。気づいていなかったとしたら、どうしようもない事態だと思います。気づいたけれども動かなかった、動けなかつた。「突破力」がなかつた。もろもろのプレッシャー・重圧を乗り越える力が不足していた。そういう問題ではないのでしょうか。

わが国特有の中小企業が責任を持ってやっているときは、このような基本的ミスは少なかったように思います。各種システムがますます巨大化して、あまりに行政効率や営利追及に走るあまり、基本をないがしろにしてしまったのではないのでしょうか。

浅学菲才の身を顧みず、やむにやまれない思いから、薄れゆくわが身の「突破力」を振り起して、「私の提案」を書かせていただきました。

私は、年に一度、「基本に立ち返る日」、「足許を見つめなおす日」といったような日（祝日になるとよいと思います）を設定することを提案します。国民それぞれその日一日は、動きをとどめて、冷静に、足下の「潜在リスク」の発見に努める。川路利良大警視の「声無きに聞き形無きに見る」（『警察手眼』）精神の発揮です。そして「潜在リスク」を発見した人は、それへの対処方針を所属する組織内の定められた部署に意見具申する。「内部通報制度」の本来の狙いは、この種の「潜在リスク」への対応にあったのではないのでしょうか。提案者には表彰等然るべき処遇がなされるべきです。財政緊縮を説いて、政治家から総スカンを浴びた某省事務次官の例は、繰り返してはいけないと思います。「基本に立ち返る日」「足許を見つめなおす日」を設け、その上で意見を求める、提案者も提案しやすくなるのではないのでしょうか。

「偉そうなことを言って、君自身はどうなのか」と問われそうです。シュレッター

のごみ（紙）は、「燃えるゴミ」か「資源ごみ」か、何か私で作れる料理はないか等々、身の回りのことを家内に教えてもらっています。

裁判所の記録廃棄問題は、当歴史部会にも関わりがあります。歴史に関心を寄せる者としては、裁判記録は、原則「保存」で行っていただきたいと思います。その際はさらなるDX推進がなされなければならないでしょう。「ためること」と「断捨離」は、我々が常に経験するところですが、公的仕事で、この二律背反する目的を追うときは、慎重の上にも慎重にやってほしいと思います。幸福は、保存することから得られるものの方が、ずっと多いと思います。

『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』第四輯が完成しました。喜びに堪えません。編集に携わった関係者の方々のご努力に、心から感謝申し上げます。御寄稿をいただいた方、「特別寄稿」をいただいた部外の先生方には、衷心より厚く御礼申し上げます。

今次の第四輯も、「川路利良大警視の事績に学ぶ」、「横須賀「官修墓地墓前祭」」、「警察諸先輩の事績を明らかにすること」を三本柱に据えて編集しました。

川路利永名誉会長のパワフルな二文は、「突破力」涵養の名文でもあります。笠井聰夫先輩の二文は、詳細丁寧なご研究で、貴重な成果であります。お二方には引き続きお導きくださいますようお願い申し上げます。

本年度の横須賀「官修墓地墓前祭」は、臼井良雄様の報告に詳しく述べられていますが、各行政庁において、二度とこのような心無い人事管理をしないようにとの教訓でもあります。毎回、心を新たにするとともに、一柱でも多くの御霊のご帰郷をお祈り申し上げます。

警察諸先輩の事績を明らかにすることでは、神川武利氏の著作年譜を奉じています。

中山好雄先輩のご逝去は、誠に哀惜にたえません。直接お仕えしたことはありませんでしたが、警察現役時の制度検討会の時も、当歴史部会の例会でも、公の席では、「君の説明は分かりやすい」、「この論文はすぐれている」と、褒めてくださり、間違いは後でこっそり教えていただきました。きりりとしまったご容貌の、優しい心配りが忘れられません。ご冥福を心からお祈り申し上げます。

「特別寄稿」を寄せていただいた國學院大學名誉教授小林宏先生、國學院大學栃木

高等学校教諭瀬賀正博先生、慶應義塾大学文学部古文書室研究員重田麻紀先生、東京外国語大学名誉教授高橋均先生、京都大学法学系教授佐々木健先生、神戸大学大学院法学研究科教授小野博司先生及び福島大学行政政策学類准教授阪本尚文先生（掲載順）には、紙幅の都合で既輯のように御寄稿内容をここで一々紹介することはできませんが、先生方の真摯な御研究は、誠にありがたく、部会員一同、お手本として精進いたす所存でございます。つきましては、今後とも何卒よろしく御指導下さいますようお願い申し上げます。

重田麻紀先生には、「古文書講座」でご指導を賜ってまいりましたが、コロナの影響で解散となってしまい、本当に申し訳ございませんでした。本輯では、唯一の女性筆者として健筆を振るわれ、爽快感溢れる御寄稿をいただきました。引き続きよろしくようお願い申し上げます。また、大警視川路利良研鑽会会員松宇正一氏には、いつもながら、貴重な玉稿をいただくとともに、本輯編集について格別の御高配に与りました。ただただ感謝いたす次第です。

問題があまりに多く、かつ複雑化している今日、予防警察の重要性を説いた川路大警視の生涯はますます注目されると思います。また、「突破力」涵養のため、本『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』の今後の充実を願ってやみません。

（令和5年7月21日記）

## 〔凡 例〕

- ・警察政策学会警察史研究部会では、創部（再設置）の平成13（2001）年度以降及ばずながら近世、近代の警察史研究に配意してきており、定期的に研究例会を開催するとともに、その主たる成果については、随時「学会資料」及び「学会資料・別刷」として作成、発行してきた（本輯60頁参照。）。加えて、この間別途多岐にわたる個別研究をも実施してきており、多少の蓄積をみていたところであった。ただし、これらは分量その他の事情で、単独の「学会資料」としては作成し得なかったが、いくつかについては、その都度、学会機関誌『警察政策』、警察大学校編集『警察学論集』及び大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊等に寄稿するなどして、極力資料化に努めてきた。
- ・その後、これらを集成するものとして、警察政策学会様の御高配を賜り、同学会資料として『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—』の名の下に、論文、資料集を作成できることと相成り、既に令和2（2020）年度来第一輯、第二輯（上、下冊）及び第三輯を発行した（警察政策学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉参照。）。今次作成の本輯は、その第四輯に当たり、主として上記第三輯発行以降に作成したものその他を収録している。
- ・部会員の論稿に加え、従前と同じく、大警視川路利良研鑽会名誉会長川路利永氏はじめ部外の御高名な諸先生方から貴重な御玉稿を賜った。厚く御礼申し上げるものである。
- ・警察史研究部会員、大警視川路利良研鑽会会員及び警察関係者以外の御論稿には、「特別寄稿」を各稿冒頭に掲げるとともに、所収各論稿末尾に初出誌名を記した。
- ・附録として、警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会作成資料の一部を収録した。
- ・索引は、今回も僅かに各執筆者寄稿文表題検索のための〔簡便索引〕のみを掲載した。



## 目次

序文 警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 權	(1)
〔凡例〕	(5)
「昭和 97 年」 大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永	1
「バタフライエフェクト」 大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永	4
2022 (令和 4) 年とは—「悟性的な笑い」と「利他の心」	
警察政策学会警察史研究部会長 大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 權	7
大警視と東京獅子—所謂南洲暗殺事件の真相— 大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聰夫	10
大警視が見た近代警察 大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聰夫	14
元警察政策学会警察史研究部会員中山好雄氏の御逝去を悼みて	17
横須賀の「官修墓地墓前祭」の運営について ((参考) 令和 5 (2023) 年度 「官修墓地墓前祭」紹介) 警察政策学会警察史研究部会員 臼井 良雄	18
神川武利氏著作年譜抄—『近代警察史関係文献目録抄』補遺の一として—	21
【特別寄稿】瀧川政次郎博士の喜壽の「謝辞」と米壽の「挨拶」 國學院大學名誉教授 小林 宏	24
(参考 1) 瀧川政次郎博士略年譜・著作目録関係資料抄	28
【特別寄稿】親を「不孝する」ということ—中世における不孝の罪責と親子関係断絶— 國學院大學栃木高等学校教諭 瀬賀 正博	30
【特別寄稿】企画展開催のよろこび—「動物たちの江戸時代」 (2023 年 3 月 14 日～ 28 日)— 慶應義塾大学文学部古文書室研究員 重田 麻紀	33
【特別寄稿】高橋均先生 (東京外国語大学名誉教授) 『六朝論語注釈史の研究』 —六朝の人たちは論語をどう読んだのか—	36
【特別寄稿】都市と警察：ポリスのポリス 京都大学法学系教授 佐々木 健	38
【特別寄稿】市場警察：ローマの公正取引 京都大学法学系教授 佐々木 健	41
【追悼】柴田光蔵先生の御逝去を悼みて	44
【特別寄稿】行政争訟制度史研究の課題—埼玉県における訴願裁決事例の紹介をかねて— 神戸大学大学院法学研究科教授 小野 博司	46
【特別寄稿】満鉄図書館の旅、満鉄図書館への旅 警察政策学会警察史研究部会員 (福島大学行政政策学類准教授) 阪本 尚文	48
駒ヶ岳と義仲と北条氏の末裔—ランニングで巡る歴史旅日記 5 大警視川路利良研鑽会会員 松宇 正一	53
日本百名山駒ヶ岳 4 座踏破と長岡藩家老河井継之助—ランニングで巡る歴史旅日記 7 大警視川路利良研鑽会会員 松宇 正一	57

【川路大警視関係記事紹介】	6
【川路大警視関係新刊紹介】	9
【新刊紹介】	23
【訃報】	45
【『大警視だより』 些論】（影法師）⑥～⑬	
（⑥：17, ⑦：23, ⑧：23, ⑨：61, ⑩：16, ⑪：16, ⑫：59, ⑬：64）	
【附録】 警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧	60
（紹介）本輯所載「【『大警視だより』 些論】（影法師）」の件	61
跋	62
〔簡便索引〕（執筆者索引）	63

## 「昭和 97 年」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

昨年〔令和 3（2021）年〕造った眼鏡が早くも合わなくなり、どうやら乱視が進んだようです。文字が霞むような感じで、本を読んでもかなり疲れるようになりました。私の唯一の楽しみである読書にも、かなり支障をきたすようになりました。今年の 4 月に少し値段の高い老眼鏡を手に入れ、ようやく新しい道具によって、読書意欲にも力が付きました。今年のゴールデンウィークは数々の書物を買込みました。会社の先輩であった中浩正氏の作品を読破しました。中浩正氏は逢坂剛というペンネームで数々の作品を生み出しました。昭和 40 年代から博報堂の広報室で勤務されていました。中浩正さん、のちの逢坂剛氏は、こよなく神田神保町や錦町を愛されていました。周辺には神田淡路町や須田町があり歴史的にも由緒ある土地柄です。数々の著名人が愛した蕎麦屋あり、洋食屋あり、寿司屋あり、天ぷら屋あり、中華料理屋あり、かの有名な情緒ある山の上ホテルがあります。まさに食の宝庫です。私にとりましても思い出深い場所です。逢坂剛氏は博報堂が田町に全面移転するのをきっかけに、博報堂を退社、逢坂剛氏の本業である執筆活動に専念されました。私が博報堂出版広告本部に籍を置いていたとき、博報堂の社内報に、私の業務に関する執筆依頼がありました。当時私は数々の取引先を担当しておりました。海外文学で有名な早川書房も担当していましたので、早川書房について会社の紹介をしました。当時の早川書房は明治大学の相撲部卒業である早川清社長が経営をされていて、海外文学を中心に出版物を刊行されていました。早川清社長は平清盛を彷彿させる巨漢で相撲をこよなく愛されていました。両国の国技館で本場所が開催された時、砂かぶりに招待していただきました。しかし相撲開催時は勤務中であることと、テレビ中継で私の顔が映し出されたらまずいと配慮していただき、記者席を取っていただきました。生まれて初めて見る相撲は、力士の肌の美しさに驚嘆しました。大きな体でぶつかり合う様子は、私がプレーしていたアメリカンフットボールを思い出させました。かなり興奮したことを覚えています。

早川書房は当時海外文学に特化していて、ミステリの分野で、アガサ・クリスティ、レイモンド・チャンドラー、エド・マクベイン、ロアルド・ダール、デクスン・カー等々の出版物を刊行していました。新書版の大きさを黄色のページ立てになっている装丁がとてもお洒落です。まるでアメリカの出版物のような感じでした。神保町の古い喫茶店でフィリップモリスを燻らせながら、このポケット・ミステリを眺めていると絵になりました。そんな内容の原稿を、中浩正さんに渡すと嬉しそうな顔をされたことを記憶しています。まさか、その中浩正さんがのちの直木賞作家になり、日本を代表するハードボイルド作家になるとは、夢にも思いませんでした。残念ながら、その後のお付き合いをしなかった事が悔やまれます。

今年、出会った作家で最高とも言える作家は今村翔吾氏です。その才能は早くから見出されていたようですが、今までは読んだことはありませんでした。「塞王の楯」で直木賞を受賞されました。最初に購入した作品は「イクサガミ」で、とにかく凄い内容の作品でした。明治 11（1878）

年の出来事で設定されています。西南の役が終わり武士の時代が終焉したと思われる時に、ストーリーは始まります。とにかく内容が漫画チックで一気に読み終わりました。秋に刊行される「イクサガミ」の続編が楽しみです。それからは中毒のように今村作品を買い求め、読み耽りました。読んだ作品は「幸村を討て」、「童の神」、「塞王の楯」、「八本目の槍」、「じんかん」、「蹴れ彦五郎」をあっという間に読み切りました。戦国時代のストーリーは今まで縁がありませんでした。登場人物の名前が複雑で知っているようで知らない、武士の人物名が数々登場します。そこに権謀術数のために戦国武将は生き抜きます。そのストーリーはかなり奥が深く、読後感が素晴らしいと思います。今村翔吾の世界は近江国、遠江国、駿河国、三河国が舞台の設定になっています。偶然とは恐ろしいもので、5年ほど前から、京都府、滋賀県、愛知県、静岡県に旅する機会に恵まれ、琵琶の海や浜名湖を中心に歩き回りました。戦国の武将が居を構えた城塞や、今村翔吾の世界に登場する地域が何となく身近に感じました。浜松市は徳川家康の浜松城にも脚を運びました。来年の大河ドラマは「どうする家康」はこの周辺が舞台になると思います。食で言えば、なかなかの名店も多く、うなぎはもとより、イタリアン、寿司と舌鼓を打つ店があります。餃子は有名ですが、あまり感激はしませんでした。近江京では近江牛の名店にも行きました。やはり関西のお肉は美味しいです。京阪電車の唐橋駅にあります。わざわざ電車に乗って近江牛を食べに行くなど、風流なことだったと思います。また、JR線山科駅で乗り換え、京阪電車・京津線の大谷駅で下車、あの百人一首で有名な蟬丸の神社を左に見て逢坂山の麓にある錦糸卵と鰻井の有名なお店にも行きました。この店の穴子の胡瓜巻きならぬ、鰻の胡瓜巻きにも感激しました。この辺りは歴史的に考えても非常に神秘的、ロマンティックな場所です。

今村翔吾の世界はプロットの巧みさにあると思います。なんとも言えない重厚な読後感が残ります。真田幸村にしても石田三成にしてもいろいろな武将の人物像を抉り出し、たちまちそれらを英雄のごとくに仕立て上げます。知っているようで知らない、彼らの人となりを見事に描き出しています。松永弾正然り、太田道灌然り、今川彦五郎氏真然り、武田太郎義信等。武士のいない世の中、武士のいない社会を目指して、人民が執政を行う時代が来ることが、根底に流れているような気がします。

これは幕末期の備中松山藩士山田方谷の考えである「至誠惻怛（しせいそくだつ）」→まごころと、痛み、悲しむ心があれば優しくなれる事。目上の人にまことを尽くし、目下の人には慈しむこと。この気持ちで生きてゆけば、これからの世の中が平和になる。長岡藩筆頭家老である河井継之助にも説いています。今村翔吾の世界に流れるものに相通じるような気がします。

川路利良大警視のお考えも、まさに、その生き方そのものではなかったかと思います。警察業務の際部下の警察官と寝食を共にし、一年中制服を脱ぐことはなかったと聞いています。警察業務で死亡した部下の警察官には大声で涙し、負傷した部下の警察官の病床を自ら訪ね、慰問の毛布と葡萄酒で見舞ったそうです。「民は国の本、吏は民の雇」。その思いは遥か戦国時代にも脈々とあったと思います。

また、今村翔吾氏の短編で織田信長の孫、織田秀信を主人公にした作品「黄金」があります。本編のあとがきで今村翔吾氏は、こう言っています。小説の中で「英傑」の子が描かれることは

しばしばある。しかし、その孫となると皆無と言って良い。まず孫の代まで家が続いていないことが多い。その時代は特出した人物が出た場合、その跡継ぎは先代の影のせいでひどく苦勞することになる。これは今もさして変わらないことだろうが、命まで奪われない現代と違い、戦国時代はそれが即ち死に繋がる。秀吉は織田家の血脈を保護しようとした。当時は幼かったとはいえ、長じてからも、これを受け入れたことこそが織田秀信の優れたところだろう。しかし、彼には織田信長の血が流れている。そんなことを考えた時、この関ヶ原の戦いの前哨戦は少し違ったように見えたと言っている。

私は昭和 24 (1949) 年に生まれました。昭和を経て平成、令和と続くわけです。昭和の時代は、日本国においていろいろなことがありました。もちろん、平成や令和もたくさんの出来事がありましたけど、日本国の運命としての昭和における出来事が現在の日本の運命を左右した時代ほどではなかったのではないかと思います。今年が昭和で言えば 97 年になります。昭和 97 年、その長い年月にいろいろ大変な事がたくさんありました。来年である昭和 98 年も、今までには考えられないような、大変な出来事が待ち受けているかも知れません。近視眼的ではなく俯瞰的に、事実だけを見つめて、心して過ごさなければいけないと思います。

信長曰く「で、あるか」。

(令和 4 (2022) 年 8 月 16 日稿)

(初出:『大警視だより』続刊第 16 号 (令和 5 (2023) 年 1 月 1 日刊、【巻頭言】))

## 「バタフライエフェクト」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

私たちの身近にも戦争の足音が聞こえてくるような気がします。憲法を変え、武器を蓄え有事に備えようとしているようです。

クリント・イーストウッド監督の作品である「硫黄島の手紙」のワンシーンが思い出されます。二宮和也扮する西郷昇役は批判的にこの戦争を見ています。西郷昇は祖国ではパン屋を営んでいます。栗林忠道大将や西竹一大佐を含めた 20,000 名の英霊の方々には大変失礼ではありますが、この戦いに対する冷めた西郷昇の演技が印象的でした。

いまの日本国にはもう誰も、この時代の流れを止める事が出来ない気がしてなりません。我が国が起こした、あの忌まわしき戦争の時と同じように。

そのテレビ番組は 1995 年 3 月 25 日から NHK の「映像の世紀」として第一回目の放送が始まりました。世界各国から収集した貴重なアーカイブ映像をもとにして、人類の歴史に秘められた「20 世紀の幕開け～カメラは歴史の断片」。当然、当時はまだサラリーマンの身でテレビを習慣的に観る習性が無かったのでかなり見逃していました。ただ、山根基世氏をはじめ山田孝之氏の淡々としたナレーターの語り口。メインテーマである「パリは燃えているか」を始めとする加古隆氏の音楽は、妙に頭の片隅に残っていました。確か最初の頃は NHK スペシャル「映像の世紀」として放送していたのではなかったかと思えます。内容としては人類の歴史の悲劇とも言える戦争をテーマにした特集が多く取り上げられています。第二次世界大戦での死傷者数は 5,000 万人とされています。その数が多いか少ないかはわかりませんが、コロナ感染症の死亡者はまだまだ収束はしていませんが、現在のところ 1,500 万人。感染が繰り返されたペストで亡くなった方は 2 億人 (1347 年～ 1351 年)、スペイン風邪 4～5,000 万人 (1918 年～ 1919 年)、天然痘が 5,600 万人 (1520 年)、エイズウイルスが 2,000 万人 (1981 年～ 2000 年) とも言われています。もっとも地球上の総人口自体が変化していますので、一概には比較できませんが、当時流行った数々の疫病もかなりの死亡者が確認されています。

さて、本題である「バタフライエフェクト」一映像の世紀の特集番組の中で、感動したテーマは「ベルリンの壁崩壊 宰相メルケルの誕生」、「ロックが壊した冷戦の壁」が印象的でした。東西ドイツの分断されたのが 1961 年で、第二次世界大戦後資本主義国家のアメリカ、フランス、イギリスが西ベルリン、社会主義国家のソビエト連邦が東ベルリンを分轄統治。全く違う価値観の国家が 30 年弱ドイツを分断しました。アンゲラ・メルケルは東ベルリンで育ち、ライプツヒッヒ カール・マルクス大学の物理学を成績優秀で卒業しました。学生時代のメルケルはとてもチャーミングでいかにもドイツの可愛くも強い女性に映っていました。東西ベルリンの壁が崩壊したのは 1990 年 10 月 3 日。メルケルが 35 歳の時です。当時の映像を見ていますと壁の崩壊は素晴らしい感動と言うか、映像以上の興奮が伝わってきました。この出来事がドイツの女性宰相を生み出すことになりました。メルケルはベルリンの壁崩壊後に連邦議会選挙に出馬して初当選。

新人議員ながら、第4次コール政権の女性青少年問題相に抜擢されます。当時はドイツでもドラッグが問題になり、その解決策を練るために、パンク・ロックの女王であるニナ・ハーゲンの意見を聴こうと会議に招きます。ドラッグの話ではメルケルとニナ・ハーゲンの間で認識の違いから大喧嘩、ニナ・ハーゲンは会議室を退席。ふたりの出会いは運命的であったと思います。この光景も映像に残されています。我が日本国も社会主義国家と民主主義国家の間で日本列島が分断されていたらと思うと、背筋が冷たくなるような気がします。戦争による日本国民の多大なる犠牲はありましたが、つくづく歴史的にみて運が強い国であることを実感します。その後メルケルは順調にステップアップ。ゲアハルト・シュレーダー首相を破り、51歳で第8代連邦首相に最年少で就任しました。対米、対露外交を展開して支持率を高めましたが、大連立という構造で盤石基盤にはなれず、メルケルは2021年12月8日に連邦首相を退任し、政界を引退しました。任期は5,860日でコール元首相に僅か10日及びませんでした。そして12月2日アンゲラ・メルケル首相の退任式が行われました。その退任式でメルケルを送る曲のひとつの中に、パンク・ロック歌手であるニナ・ハーゲンの「カラーフィルムを忘れたのね」が演奏されました。この曲は当時の東ドイツの悲哀が出ている暗い曲で、東ドイツ人の4割は歌えたそうです。またメルケル首相の映像集の中で大変面白かったシーンは、メルケル首相が外交の場で、照れながらトランプ元大統領に握手を求めましたが、トランプ大統領がそっぽを向いて拒否している映像で、笑えました。

一方、東欧諸国の民主化の動きでも、いろいろな映像がありました。東欧諸国でビートルズのコンサートの演奏が流れていました。デビットボーイ、ルー・リード率いるベルベット・アンダーグラウンド、ニナ・ハーゲンのロックミュージックは、東西冷戦の壁を壊したとも言えると思います。

チェコ共和国の初代大統領であるヴァーツラフ・ハヴェル氏の映像ストーリーも素晴らしかったです。彼はチェコスロバキア民主化運動の指導者で、ビロード革命の推進者でした。そしてルー・リード率いるベルベット・アンダーグラウンドとの出会い。ビートルズの「ヘイ・ジュード」のコピーがビロード革命の抵抗の歌として密かに歌い続けられたと、映像では記されています。1998年9月ホワイトハウスにハヴェル大統領が晩餐会に招待されました。ハヴェル大統領は、ホワイトハウスにルー・リードの演奏をリクエストしました。これにはホワイトハウス側も慌てましたが、クリントン大統領は承諾します。ルー・リードの演奏は、意味深な歌詞のロックです。しかも曲は当時タブー視されていた同性愛やドラッグの言葉がでてきます。多分ホワイトハウス晩餐会始まって以来のイベントだったのではないかと思います。ホワイトハウス側はクリントン元大統領、ゴア元副大統領、キッシンジャー元国務長官、ブレジンスキー元大統領補佐官と錚々たるメンバーで、映像の持つ緊張感が伝わってきました。

人類は殺戮の歴史を繰り返してきました。ソ連崩壊と共に冷戦は終結したかのように見えたが、文明の衝突ならぬ分断の衝突が、各地域で勃発しています。戦争の足音はインド太平洋にも近づいて来ているようです。人類の殺戮を繰り返す戦争は避けられないのでしょうか。

川路家には川路利良が国元である薩摩に住んでいた家族に送った書簡が残っています。これは、

漢文で書かれているため、歴史家の桐野作人先生に解読していただきました。鳥羽伏見の戦さでの仲間の動静や、敵方の様子、大阪城は長州に先陣を許したが江戸城は薩摩軍が先陣をきって慶喜の首を獲るといった勇ましい内容の手紙です。

「世の中、戦さほど面白いものはありません。戦さも、よほど上手になりましたので討死は決してしません。ご懸念されませんようにしてください。名義はまさしく官軍で大敵を破り、身分の低いものに至るまで朝廷の御沙汰をこうむるのは名誉の至りです。当分戦死者の墓にも太守様（藩主島津茂久）がいつもお詣りになり、かつ病院にも来られて負傷者をお見舞いされているとのこと。実にありがたい。早く死にたいものだと死を楽しんでいます。」（大意）

鳥羽伏見の戦さや会津の戦さでのご健闘はレスペクト致しますが、勇ましいこのご書簡を拝見しまして、小生も勇気が湧きました。利良ひーひーお爺様が鳥羽伏見や会津の戦さでお亡くなりになられていましたら、東京警視庁はどうなっていたのでしょうか。

（初出：『大警視だより』続刊第17号（令和5（2023）年7月1日刊、【巻頭言】））

#### 【川路大警視関係記事紹介】

- ・『南日本新聞』令和4（2022）年5月4日（水）第11面 教育欄掲載（川路名誉会長様及び鈴木裕美子様（『大警視だより』創刊者松井幹郎先生御息女様）の御教示に拠る。厚く御礼申し上げます。）

「校歌の風景 56 皆与志小学校（鹿児島市）「大警視」との縁誇りに」

（関係サイト）〈<https://www.keinet.com/minayos/introduction/>〉

〈<https://chiiki-saisei.jp/blog/2893.html>〉

（初出：『大警視だより』続刊第16号）

- ・令和5（2023）年6月15日泰三子（やすみこ）氏の川路大警視の生涯を描く連載漫画「だんどーん」掲載初号の『モーニング』第29号（講談社、令和5年6月29日号）が発売され、爾後継続発行中である。（本輯9頁掲載記事と重複。）

〈<https://comic-days.com/episode/4856001361284120776>〉

〈<https://kagoshimaniax.com/dandoon-start/>〉

## 2022（令和4）年とは―「悟性的な笑い」と「利他の心」

警察政策学会警察史研究部会長  
大警視川路利良研鑽会会長  
廣瀬 權

2022（令和4）年は、コロナ・パンデミック、ロシアのウクライナ侵攻、世界的なインフレ、サプライチェーンの混乱等による経済不安などなどで、全世界の人々が苦難と闘うことを強いられた「大変な年」となっていました。個人的にも、私は8月に下咽頭部に癌が見つかり、入院し手術を受けました。幸い主治医から「早期発見・早期治療でした」と、言っていただきました。12月には、80歳になりました。

たまたま読んでいた麻生磯次『笑の研究』に、次の歌が載っているのを発見し、離れられなくなりました。

かぞふればとまらぬ物をとしといひてことしはいたくおいぞしにける

表記は、同書p202によっています。原典は「古今和歌集 卷17 雑上 893 読人知らず」です。『笑の研究』は、昭和22年発刊の古い本ですが、「日本文学の洒落性と滑稽の発達」を詳細に探求した名著です。「としといひて」の「とし」は、「疾し」と「年」の掛詞になっていると解説されています。

私は、病を得たことで、「今年はいたく老いぞしにける」が、つくづく身に染みました。「読み人知らず氏」も病を得たのではないかと想像してしまいます。と、同時に、2022年は実に多くの人々が同じ思いをされたのではないとも思います。

また、2022年には、笑顔の美しい方々が相次いでお亡くなりになりました。稲盛和夫様（8月24日死亡 90歳）、ゴルバチョフ元ソ連邦大統領（8月30日死亡 91歳）、エリザベス英国女王（9月8日崩御 96歳）。大きな悲しみの連続です。心から哀悼の誠を捧げます。お三方とも数々の名言を残されましたが、それ以上に忘れられないのはその笑顔です。難局を解決したのは言葉よりも笑顔の方ではなかったかと、思います。ほかにも笑顔の美しい方々がお亡くなりになっていると思いますが、私にはこのお三方が、身をもって笑顔の大切さを人々に気づかせたのではないかと思います。安部晋三元首相の殺害（7月8日 67歳）もあり、まことにもって最悪の年となってしまった2022年が、お三方の笑顔の人々が思い出すことによって、救われたとも思えます。

哲人経営者・稲盛和夫氏を追悼するNHK「100年インタビュー BS103 2022.9.10（2014.2の再放映）」には、スキンシップを交えた稲盛先生の笑顔で、溢れています。ロシア・ウクライナ戦争の今日、笑って戦争は出来ないと怒られそうですが、1987年の12月、米ホワイトハウスでの中距離核戦力（INF）廃棄条約に調印するレーガン大統領とゴルバチョフ・ソ連書記長の会心の笑顔を思い出すたびに、笑顔のきれいな人でないと戦争を止められないというのが、真実であることが分かります。エリザベス女王の国民に寄り添う慈愛に満ちた笑顔も忘れられません。お三方の笑顔は正直、なんどでもお目にかかりたいなあと思います。

どうしたら、あのような美しい笑顔を作れるのでしょうか。

笑顔、その元になる笑いを勉強してみたくなり、冒頭の『笑の研究』をひもといたのです。

麻生先生が、笑いのあるべき姿として述べているところを引用します。

「江戸文学で、比較的滑稽情味が洗練された純な姿で現れたのは、やはり俳諧であり、尚その系統を引く川柳であらうと思ふ。殊に芭蕉などの笑を想像して見ると、悟性的な笑ともいふべきものであつて、運命と自然に対する非常に謙虚な、敬虔な笑といふものが感ぜられる。生活の調和、生命の喜びを本当に讃美する笑が想像できる。芭蕉に於ては、笑は謂はば人格の香気であり、洗練された感情の揺らぎであつたと考えられる (P477)。」

「人間は笑う動物であるといはれるが、笑は人間に與へられた特權である。そしてそれは人間にとっては、ありふれた普遍的な現象である。然し笑は人によって種々雑多であつて、教養の程度や身分職業老若男女に應じて、思ひ思ひの笑をしてゐる。世の中がだんだん憂鬱になって、世智辛くなると、どうも卑屈な、物欲しさうな、いぢけた歪んだ笑が目立ってくるやうである。然し笑は人格の香気であつて、是非善惡を離れた、悟性的な美でありたいと思ふ。本当に人生を肯定し、生活を祝福することができるやうな、我々が子どもの時分に経験した天真爛漫な無邪氣な笑を取り返したいやうな氣がする (P478)。」

エリザベス女王の笑顔が、「人格の香気」であることは分かりますが、「悟性的な笑」とはどういうものをいうのでしょうか、私にはほとんど分かりませんでした。悟性は、英訳すると Understanding だそうです。カント哲学は、認識能力を3ステップに分けて、「感性」「悟性」「理性」の順番とし、「感性」は認識のための「情報を仕入れる力」、「悟性」は認識のための「まとめる力」、「理性」は認識のための「論理的に判断する力」なのだそうです。大変難解です。

稲盛哲学は分かりやすいので、中国でも大変人気なのだそうですが、『経営のこころ一会社を伸ばすリーダーシップ』 p92 に、次のように書かれています。

「物事を考えなければならないときに、…『よし、これをやろう』とフツと思う。それは全部、本能から出てきたものなので、最初に出てきたその思いに、ひと呼吸入れるのです。その思いを一度、横に置いて、『ちょっと待てよ。俺が儲かるか儲からないかではなく、相手にとっていいか悪いかで考えてみよう』と、ワンクッション入れる。そして、『自分にもいいけれど、相手にとっても悪くない。相手も喜んでくれる』となったときに判断を下す。…」

利他の心は悟りの境地、最高の判断基準です。我々は悟ってなどいませんから、利他の心で判断しようと思つても、なかなかできるものではありません。ですから必ず、『いいな』と思つた瞬間、『ちょっと待て』と自分を抑える。そして『相手にとってはどうだろうか』と考えて、『相手にとってもいい』と確信したときに結論を出す。思考のプロセスにそういう回路を入れておくことが大変大事だと思います。いくら人間ができていなくても、習慣をつけさえすれば、それはできるはずです。」

稲盛先生は書いていませんが、相手によかれとする利他の心で判断して、いよいよその相手と対面したら、自ずと笑みがこぼれるのではないのでしょうか。

麻生先生の「悟性的な笑」と稲盛先生の「利他の心」は、本質的には相通じているのではない

かと思ひ至りました。「他」の中には、今日流行のSDGsや、宇宙も含めるべきかもしれません。悟りを開いた身ではない我々が、利他の判断ができるようになるには、判断を下す都度、利他を思う訓練をしなければならないと、言われています。

各界各層の人々がこの訓練にいそしみ、「悟性的笑」、「利他の心」を示すことに努めたら、そして2022（令和4）年をその運動の元年にし、学校教育の最重点にしたら、「2022年は、あながち捨てたものではない」と、なるかもしれません。

2023（令和5）年1月25日の日本経済新聞朝刊「カイシャの未来 目覚めるシャインたち③」の最後部分に、次の記載がありました。アンケートということを考慮しても、なお大きな意味があると思います。

「PR会社の米ウェーバー・シャドウィックは22年、ロシアのウクライナ侵攻を食い止めるのに、『指導的または重要な役割』を担う主体は何かアンケートした。北米・欧州の5カ国では44～65%が『企業や産業』を挙げドイツでは『政府』を上回った。政治問題に慎重な日本でも36%に達した。」

（初出：『大警視だより』続刊第17号（令和5（2023）年7月1日刊））

#### 【川路大警視関係新刊紹介】

- ・警察政策学会資料第121号『明治の内政・治安政策と武士の終焉』（鈴木康夫氏執筆、警察政策学会、令和4（2022）年7月刊）〈<http://www.asss.jp/>〉（警察政策学会HP）
- ・瀧井一博（1967～、国際日本文化研究センター教授。専門は国制史、比較法史）『大久保利通—「知」を結ぶ指導者—』（新潮社、新潮選書、令和4（2022）年7月刊）〈<https://www.shinchosha.co.jp/book/603885/>〉  
（書評）待鳥聡史（1971～、京大法教授）「現実と切り結ぶ「円の中心」を見つめて」『波』令和4年8月号（上記URLに再録）  
（参考）伊藤之雄（1952～、京大名誉教授）「「公論」と近代天皇制の形成——木戸・大久保・岩倉の挑戦——」、落合弘樹（1962～、明大文教授）「近代陸軍の形成と西南戦争——山県有朋と将官たち—」伊藤之雄（編著）『維新の政治変革と思想 一八六二～一八九五』（ミネルヴァ書房、令和4（2022）年4月刊）所収〈<https://www.minervashobo.co.jp/>〉
- ・天堂晋助『風呼ぶ狐 西南戦争の潜入警察官』（文藝春秋企画出版、令和3年11月刊）
- ・（本輯6頁掲載記事と重複）泰三子（やすみこ）氏の大ヒット漫画「ハコヅメ・交番女子の逆襲」の連載次作「だんどーん」掲載の『モーニング』第29号（講談社、令和5年6月29日号）が発売され、爾後継続発行中である。同作は川路大警視の生涯を描く漫画。泰三子氏は元鹿児島県警の警察官で、退職後漫画家になられた由。  
〈<https://comic-days.com/episode/4856001361284120776>〉  
〈<https://kagoshimaniax.com/dandoon-start/>〉

（初出：『大警視だより』続刊第16号＋追加）

アズマ  
大警視と東京獅子  
—所謂南洲暗殺事件の真相—

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聡夫

明治6(1873)年10月、征韓論をめぐって政府が分裂、維新の立役者である西郷隆盛が下野したことは全国の不平士族の憤懣を暴発させかねず、一気に緊張を高めた。川路大警視が1年間の欧州諸国歴訪から帰朝したのはまさにこの分裂騒動の最中で、不平士族の動向が維新の継続、成否を左右する事態となっていた。はたせるかな佐賀、熊本、福岡(秋月)、山口(萩)で士族の反乱が相次ぎ、発足(明治7年1月15日)したばかりの東京警視庁の巡查隊が各地に派遣され、治安警備と首謀者の捜査検挙にあたった。地方の警察態勢はいまだ与力同心の頃とさして変わらず、発足したばかりの東京警視庁が唯一の集団警備力として動乱の最前線で奮闘した。大警視は帰朝後直ちに近代警察の建設と士族の反乱対策の二正面に同時対処を迫られたのである。

続く西南戦争(明治10年2月15日～9月24日)は第2の戊辰戦争といわれ、新政府に対する最後で最大の武力抵抗となったが、東京警視庁は内務省警視局東京警視本署に組織替え(明治10年1月11日)して延べ9千余名の警視隊を送って鎮圧にあたった。大警視は陸軍少将を兼任し、別働旅団を率いて戦った。戦争の原因は西郷下野を招いた政府中枢部に対する怨念にも似た不満が大きな一因であるが、加えて、開戦当初は大警視が西郷暗殺の刺客を密かに鹿児島に送り込んだことにあるとされた。所謂「西郷南洲暗殺事件」である。しかしながら、これはやがて私学校党過激派による武装決起のために捏造されたものであることが判明したが、西南戦争の発端として長らく人口に膾炙された。大警視にとって一大痛恨事であったことは間違いない。とりわけ義理人情に厚く、愛郷心の強い大警視にとって身に覚えのない汚名はその後の短い生涯に重い精神的負担となったものと想像される。大浦兼武元内相(元警視総監)は大警視の伝記の中で「大警視の事績中で注目し得るのは彼の西南戦争である」としてとくに西郷隆盛暗殺事件を取り上げ、「西南戦争のきっかけは大警視の内命を受けた中原尚雄以下が帰郷に名を藉り実は西郷暗殺を目的としていたためといわれるが、決してそんなことはない」と書いている。大警視の名誉と信義にかかわるものとしてあえて言及したものと思われる。いまだに諸説分かれる中で、捏造説を信じたい。

私学校は元来が郷里に戻った西郷隆盛が私費を投じて設立、士族の練兵、開墾等にあたっていたものであるが、次第に西郷を崇拜する郎党集団と化し、政府に対する不平不満を一方的に募らせ、反政府運動の拠点となっていった。やがて私学校党は県庁人事を握って県政を牛耳るようになり、鹿児島は独立王国の様相すら呈するに至った。西郷を擁する鹿児島が拳兵すれば全国の不平士族が呼応して蜂起する、問題は何時かだけと目されるようになっていった。山口(萩)の乱(明治9年10月28日)後、内務省と東京警視庁は視察員、諜者を鹿児島に送って動向監視に注力し、政府内からも木戸孝允らは大久保内務卿に私学校党を排除して鹿児島県政の刷新を強く求めていた。風雲急の郷里鹿児島の事態に大久保内務卿と大警視の苦衷はいかばかりだったか言をまたない。

こうした緊迫一途の張りつめた状況の中で危機感を強めた鹿児島出身の若手警視庁員と同郷の仲間がよりより対応を相談していたところ、折から私学校生徒（浜島千鱈）が上京、安楽兼道少警部等に帰郷して私学校に入校するよう勧誘することがあった。地元の独善的な空論に憂慮を深くした安楽等、同憂の士（21人）は郷里へ戻って実情を把握し、知人友人に私学校党に加わり暴走することのないよう説得することを申し合わせた。中には熊本、山口の乱鎮撫のために派遣されて惨状を知る者、鹿児島に出張して私学校生徒の暴発寸前の状況を見た者もいた。かくして若い警視庁員がまとまって休暇願を提出したことから一団の帰郷目的は川路大警視の知るところとなり、大警視みずから一団の心意気を多とし出発に先立ち私学校党の反政府の主張に理由はなく、私学校党が期待する県外の連鎖同調（反乱）は起こらないこと等について訓諭し、説得の心得（大義名分論）とさせた。一団は明治9年12月26日、大警視の別邸（下谷龍泉寺町）に集まって申告を確認、鹿児島に向かった。書生として一団に加わった柏田盛文は始末書でその心境を述べているが、これは一団に共通したものであったろう。「鹿児島にして蜂起せば遂には日本独立の安危にも関渉する争乱を醸生するも測りがたし、之を未発に防禦して独立の基礎を強固にするは生国に報ずるの一大義務に非ずや、……堂々たる王師に弓を彎くに方ては傍観するに忍びず止むを得ず、……何ぞ早く帰県して大義名分且つ利害得失を諄々吐露して朋友親戚に対するの義務を尽くさざるや」

明治10年1月中旬、鹿児島入りしてから各員とも人目を避けつつそれぞれに分かれて親類縁者、友人等に久闊を叙し私学校党の暴走は無謀な破滅行為で、これに組まないよう説得を始めた。これに対して私学校党の過激派は一団を大警視が自分達の切り崩しのために送り込んだ工作員（「<sup>アズマ</sup>東京獅子」と呼称）であるとして、捕り手を脱した一人を除き、2月3日から一斉に逮捕拘引の拳に出た。県庁第四課長の指揮下、各員とも連日苛烈な拷問にさらされ、あげくに中原尚雄少警部の自供として、大警視から西郷暗殺の密命を受けて帰郷した旨の口述書なるものが捏造された。私学校党過激派は1月29日、政府の弾薬補給処を襲って反政府の旗色を鮮明にしていたが、なお決起の名分に窮していたことから西郷暗殺の口述書は得たり幸いとこれを武力進発の口実にして立ち上がることを一決したのである。

私学校党に同調していた大山綱良県令は中原口述書を県内はもとより沿道各県に広く配布したことから大警視、さらには大久保の秘命による西郷暗殺説があまねく一人歩きしていった。しかしながら、いわゆる西郷隆盛暗殺事件は釈放された全員が否認している外、戦後に設置された九州臨時裁判所の裁判で、中原口述書は拷問と捏造による偽書であり、中原はじめ各員とも一切構い無し、無罪と判決され、公式に否定された。

そもそも大久保は私学校党の暴走は西郷が地元にいる限り抑えてくれると信じて私学校党過激派の弾薬補給処襲撃事件に対して非常時対応を控え、自ら鹿児島に飛んで西郷と直談判して最悪事態を回避しようとしていた。西郷との信頼関係を固く信じていたのである。また、大警視は厳正忠直の人といわれ、大恩ある西郷の暗殺を下命するにいたっては暴論である。兩人にとって西郷暗殺事件なるものはいわれのない濡れ衣だった。

また、私学校党過激派から一方的に身柄を拘束され拷問に付された「<sup>アズマ</sup>東京獅子」にしても刺客

容疑は不本意きわまりなく、断腸の思いだったに違いない。一団の若者達は覚えのない西郷暗殺の口述書にむりやり指印を取られ（柏田ほか4人は探偵と離間工作のみ）県庁に仮設された政治犯獄舎に収容、日々、処刑執行の責苦にさいなまれたのである。政府が鹿児島に送った柳原前光勅使によって3月10日、全員救出され帰京した。警視庁員はあらためて戦線への出征を願い出たが、後日の証言のためとして許されなかったという。

「<sup>アスマ</sup>東京獅子」の面々は文字通りみずから進んで渦中に飛び込み、私学校党の暴走暴発を押さえようとしたものの、西郷を担いだ内戦は回避されず、徒労に帰した。しかしながら、大警視が一団の真摯な心意気、俠気に感じり、また、一団は大警視の期待に答え、ともに内戦回避に力を尽くしたことは長く記憶されてよい。戦後、各員ともそれぞれの職域に戻り、その中からやがて警部長、警保局長、警視総監となってわが国近代警察の中興に大活躍したのもまことに宜なるかなである。西郷暗殺を自白したとされる中原は各県警部長を退官後、郷里へ戻り郡参事会員、村総代を勤めている。以下に主なる東京獅子の氏名（事件当時の年齢、出身地）とその後を記し参考<sup>アスマ</sup>に供したい。

園田長輝中警部（22歳。牛山。後年、寺原に改姓）明治8年3月警視庁入庁。少警部、権中警部、中警部と累進、山口の乱鎮撫のため出張。同10年1月9日、神戸を出帆して帰郷。2月3日に捕縛された。同14年2月、五等警視に昇任。内局第2課長、警保局保安課長、警保局次長を経て行政学研究のため3年間ドイツに留学。滋賀県書記官の後、同29年11月、警保局長。在任中、巡査配置及勤務概則、巡査任用規則、巡査教習概則、警部特別任用制度、警部長特別任用制度の改正、制定にあたった。その後、奈良、茨城、福岡各県知事、貴族院議員に任じた。東京遊学中、同郷の中原尚雄から学費の補助を受けている。

末弘直方権中警部（29歳。平佐）明治4年8月御親兵の一員として上京、同6年10月病のため除隊。同7年8月警視庁入庁。同9年12月28日、横浜から帰郷。同16年2月、警視庁を退職して帰県、県下各郡郡長。同22年3月警視庁復帰、三等警視。同16年小石川警察署長、宮城県警部長、警視庁巡査本部長、第2、第1部長、高知、岩手、香川各県知事。退官後、箱館区長、小倉、八幡市長。

菅井誠美権中警部（28歳。谷山）熊本県書記官、宮城、神奈川両県警部長、警視庁官房主事、栃木、愛知両県知事。退官後、私立獣医学校長。箱根塔ノ沢に隠遁、請われて町長に就任。

安楽兼道少警部（27歳。喜入）明治4年4月、御親兵の一員として上京、同6年10月除隊。鹿児島医学校に入り英語を学ぶ。同8年3月、警視庁警部補に採用、権少警部、少警部と累進。同9年11月、山口の乱鎮撫のため出張。同10年1月11日帰郷、2月5日に捕縛された。同12年3月、廃藩置県を迎えた沖繩に出張、警戒にあたる。翌年1月、石川県三等警部、金沢警察署長、同警察本署長。同14年2月、警視庁五等警視、品川警察署長。高知、熊本両県警部長、同書記官、山口、福島、岐阜各県知事を経て、同32年4月、警保局長。在任中、警察監獄学校設立、条約改正により居留地廃止、治安警察法、行政執行法、娼妓取締規則の制定、警察協会設立等にあたった。その後、警視総監（4度、通算5年余）、貴族院議員等に任じた。清浦奎吾元首相（元警保局長、元内相）は安楽を才の人より徳の人、口の人より行いの人、勇の人より智の人と評し

ている。

中原尚雄少警部（32歳。伊集院） 明治4年10月、東京府取締組第1大区組頭。同5年8月、司法省警保寮少警部。同7年1月、依願免。同5～8月、台湾征討の徴集隊半隊長。同8年8月、東京警視庁14等出仕、少警部。同9年10月、熊本、山口へ乱鎮撫のため出張。同10年1月11日帰郷。2月3日、捕縛。同12年3～9月、廃藩置県の警戒のため沖縄出張。同13年2月、権中警部。同14年陸軍省御用掛、同15年2月、警視庁巡査副長、巡査長。同16年1月、高知県警部、同警部長、山梨、福岡各県警部長。同26年4月、退官。郷里に戻り、日置郡参事会員、日置郡中伊集院村総代。

高崎親章権少警部（24歳。市来） 明治4年10月、東京府取締組（邏卒）。東京警視庁警部補、権少警部。同9年11月の熊本神風連の乱に鎮撫のため出張、続いて林内務少輔の命で私学校視察のため鹿児島に赴く。同年12月29日東京を発ち、帰郷。翌年2月3日に捕縛された。同14年1月、五等警視。翌年宮城県、大阪府警部長、同書記官、警保局主事を経て同25年11月、警保局長。宮城県警部長時代は天下の三警部長として出色の高い評価を得ている。警保局長では集会及政社法、出版法等の改正にあたった。その後、茨城、長野、岡山、宮城各県、京都、大阪両府の知事、貴族院議員に任じた。実父親広は私学校生徒に殺害されている。

以下、書生。

大山綱介（24歳。加世田） 近衛を除隊後、仏学塾塾生。明治8年、外務省出仕。外務書記官、外務大臣秘書官、弁理公使、駐イタリア全権公使。日露戦争に際しアルゼンチン発注のイタリア軍艦2隻の日本転売に尽力。

柏田盛文（26歳。平佐） 明治4年2月、御親兵の一員として上京。除隊後、同7年9月～同9年12月、慶應義塾入社。12月28日、横浜から帰郷。翌年2月4日、捕縛。同11年3月、郡学区取締。県議、県会議長、第四高等中学校長、衆議院議員、文部次官、千葉、茨城、新潟各県知事。

田中直哉（平佐） 近衛を除隊後、評論新聞記者。帰郷して再度上京中、事件に巻き込まれる。戦後、自由民権論の県会議員として活躍。浄土真宗の開教に尽力。政府の汚職事件に抗議して投身自殺。32歳歿。

平田宗質（30歳。谷山） 近衛を除隊して帰郷、子弟の教育に当たる。再度上京して中江兆民の仏学塾塾生。この間事件に巻き込まれる。戦後は板垣、中江等と自由民権運動。安藤則命、安楽兼道、大山綱介等から仕官を勧められるも在野を通す。37歳で病没。

（初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊））

# 大警視が見た近代警察

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聡夫

近代警察は革命の落とし子ともいわれる。フランス警察は政治革命の、イギリス警察は産業革命の、そして日本警察は明治維新（明治維新を革命とみるかは議論はある）によって誕生した。川路大警視は欧州各国の警察事情を1年かけて視察したが、4ヶ月と最も長く滞在したのはフランスで、同国警察を参考にわが国の近代警察を設計した。

フランスでは大革命（1789年7月）によって絶対王政が崩壊した後、無警察状態が続き、1796年1月、警察省が設置された。しかしながら、革命騒動の混乱の中で警察大臣は相次ぎ交代し、1799年7月、第9代警察大臣に就任したフーシェ Joseph Fouché にいたって組織、制度の整備に着手、幹部の採用を一新して近代化が始まった。フーシェはナポレオン第一統領（後のナポレオン1世）の下、1800年2月、パリ警視庁を設置し、警視総監を配した。令状主義の励行、情報提供者の資格限定（醜業婦等の利用禁止）、留置場の幹部巡視等の施策が次々講じられた。

大革命後のフランスは共和政、帝政、王政、共和政、帝政、そして共和政と目まぐるしく政体が変わり、警察は一般治安はもとより国家社会の安全安定を使命とした。政治とのかかわりは深く、政体が変われば警視総監以下、パリ市内各区の署長（*commissaire de police*）まで更迭された。1828年1月、復古王政のシャルル10世は警察省に続いて警保局も廃止し、全国警察の統制を警視総監に集中させた。翌1829年3月、警視総監ドベレイム de Belleyme は政治警察に偏重した警察の改革に努め、その一環として私服勤務が常態だったパリ警視庁に制服警察官（*sergent de la ville*）を導入した。制服は法執行に権威を与え、何人も必要な場合に警察官を認識でき、かつ、警察官を腐敗の誘惑から保護すると説いた。（因みに、制服警察官を中心とするロンドン警視庁はこの後半年して発足した。）

第2共和政のルイ・ナポレオン大統領（後のナポレオン3世）はナポレオン1世の治世を範として1852年1月、廃止されていた警察大臣を復活し、反政府活動の監視、取締を強化した（翌年1月、警察省を廃止して内務省に統合する）。皇帝に即位すると、1855年5月、万国博覧会を開催して内外から観客を集め華の都パリを演出、街頭の制服警察官は増強されて地理案内や親切接遇でイメージを一新した。また、市内警察署に配された制服警察官が受持区を割り当てられ、区内住民を把握し、交代制で昼夜警邏を実施することになったのもこの頃であった。1867年4月に開催された第2回パリ万博には日本から徳川昭武（将軍慶喜の実弟）が幕府を代表して参加、ナポレオン3世に謁見した。昭武に随従した栗本鋤雲（外国奉行）は絶頂期にあったナポレオン3世治下の国情風物を詳説し、「ポリスは市中巡邏の小官なり。……常に市街中に満布し、大雨烈風と雖ども屹立して不動、或は逐処に徘徊し、以て非常を警む」（『暁窓追録』）と彼の地の近代警察の一端を著している。しかしながら、滞在中に幕府が崩壊し、一行は急遽帰国する事態となった。江戸は東京に変わり、市内の治安維持に間隙を生じて近代警察の設置が焦眉となり、1872年（明治5年）9月、大警視が欧州各国の警察事情視察に急派されたのである。出立にあた

って大警視の予備知識は鋤雲から得たものが多かったと思われる。

しかしながら、大警視が向かった当時のフランスは万博からわずかの間に様変わりしていた。ナポレオン3世は1870年9月、普仏戦争に敗れてプロシア軍の捕虜となってイギリスに亡命、国内では帝政から共和政を宣して臨時政府が結成され、戦争の講話、続行をめぐって各地で内戦状態となった。プロシア軍に包囲されたパリは籠城戦が8ヶ月間も続き、市内は食料が枯渇して犬、猫、鼠まで食される惨状を呈した。徹底抗戦のコミュン派は一時、武力で市中を占拠し、臨時政府は警視庁ともどもベルサイユに避難した。放火・破壊は市内各所に広がり、歴代警視総監の官邸は貴重な資料とともに焼失した。プロシア軍の捕虜となっていた正規軍の帰国で兵力を増した臨時政府側はコムン側への抵抗を一掃し、1871年5月、全面講和にこぎつけた。講和を主導したアドルフ・ティエール（王政下の元首相。ナポレオン3世の治下で逮捕、投獄）は同年7月、王党派が多数を占める国民議会の推挙で第3共和政の初代大統領に就任した。しかしながら、次期政体をめぐって王党派、共和派、帝政派が鋭く対立して緊張状態が続いた。1872年10月30日、大警視が到着したパリは、このまま共和政が続くのか、王政に戻るのか、ナポレオン帝政が復権するのか、まさに混沌の極にあったのである。（共和政採用の旗色を鮮明にしたティエール大統領は辞任に追い込まれ、1873年5月、王党派のマクマオン元帥に変わった。政体は紆余曲折を経て1875年1月、憲法が制定され、今日に続く共和政に確定する。）

パリ警視庁は普仏戦争の最中、市内の区警察署単位に中隊編成して包囲するプロシア軍に対して再三、出撃する等首都防衛に果敢に奮戦した。ナポレオン3世の降伏を受けて臨時政府が共和政を宣言すると、帝政時代に反政府運動の弾圧に辣腕をふるった警視総監ピエトリはパリを脱出、先帝を追ってイギリスに亡命した。後任のケラトリ警視総監も在任1ヶ月で気球に乗ってパリを離れ、半年あまりの間に警視総監は共和派の政治家5人が相次ぎ入れ替わった。人事上の混乱の一方、第2帝政下の警察制度は第3共和政下にそのまま引き継がれた。大警視が目にしたのは新たな政体をめぐる政治対立、敗戦後の経済社会の立て直しに苦吟し混迷するフランスとその警察であった。

帰国後、大警視を待っていたのは征韓論をめぐる国論の分裂、廃藩置県で失職した不平士族の蠢動で揺れる祖国だった。大警視は帰国後直ちに建言書を提出してわが国近代警察づくりに奔走、そして、自ら士族反乱鎮圧の最前線に立った。戦場で皇帝が敵国の捕虜となる異常事態、帝政の崩壊、和戦両派の武力衝突等を経て、新たな政体をめぐって熾烈な党派争いに明け暮れ、まさに亡国の淵にあったフランスでの見聞は刺激に満ち、帰国後の建言書に、そして、大警視の日々活動に深く影響を与えたであろうことは想像に難くない。大警視が発足間なしの政府の分裂、内戦含みの事態を前に国内治安確保のために警視庁の設置を急ぎ、自ら士族反乱に不退転の決意で臨んだ背景にあらためて日仏の相関図を見る思いを禁じ得ない。岩倉使節団は1872年12月から2ヶ月あまりパリに滞在、大警視は大久保利通（後初代内務卿）と邂逅している（注）が、ともに眼前のフランスと明日の日本とを重ねあわせて帰国後の内政、治安の再建に意気投合したと憶度しても誤りはなからう。

（注）大警視は理事官随員・警保助として後発岩倉使節団員名簿（現地参加）に記載されている。

(初出:『大警視だより』続刊第17号(令和5(2023)年7月1日刊))

(前掲掲載稿紹介) 笠井聰夫「二人の愛国者—川路大警視とガンベ・グロース」『警察政策学会資料』第122号(令和4(2022)年5月8日刊)31～33頁〈<http://www.asss.jp/>〉。

『大警視だより』些論…⑩

## 蛙化現象

日帰り温泉で、若い女の子たちの会話が面白かったと喜んでいた妻。

- ・スーツを着こなし「デキる」と思える人はたいてい「ID払い」である。
- ・その「デキる」と思える人がワオンカードで支払ったとしたらそれは典型的な、「蛙化現象」である。

妻が喜んでしたのは、我が家の長男二男が2人ともID払いの信奉者だということと、「今流行りの「蛙化」という言葉を初めて生で聞いた」という2点。

ID払いは同じカード払いでも、差したり置いたりせずに、財布やケースなどに入ったままのカードで「ピッ!」とやるやつで、ワオンカードはオバサマたちの利用率が高いのだそうです。

そして「蛙化現象」というのは、どうやら昔からある言葉のようで、「好きで好きで追いかけていたのに振り向かれたとたんに急に冷める」といった心理状態の変化を「かえるの王様」の物語になぞらえて「蛙化」と言うのだそうです。

秋刀魚のような不漁の影響か、ホッケ定食のホッケが小さ過ぎて「ミニホッケ定食」と表記してほしいと思ったのが「デキない」私のささやかな感想でした。

(影法師)

『大警視だより』些論…⑪

## そうめん(素麺)

食欲が減退気味になりがちな夏は、喉越しがよく、栄養価も高いそうめんといきたいところです。

手延べそうめんは、小麦粉を油を使って棒状に伸ばした麺を乾燥させたもので、手延べうどんや冷麦、きしめんなども、手延べそうめんの仲間とのこと。手延べで製造された麺は、太さによって次のように分類されます。

直径1.3ミリ未満がそうめん。直径1.3ミリ以上1.7ミリ未満が冷麦。そして直径1.7ミリ以上がうどんです。きしめんは、幅4.5ミリ以上、厚さ2ミリ以内と定められているそうです。

そうめんのように細く長く、時にはうどんのように太く長く、コシの強い生き方をしていきたいものです。

(影法師)

## 元警察政策学会警察史研究部会員中山好雄氏の御逝去を悼みて

元警察政策学会警察史研究部会員中山好雄氏（1934～2023）におかれては、令和5（2023）年4月24日に長逝された。89歳。寔に痛惜の念に堪えない。謹んでお悔み申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。同氏は、昭和31（1956）年東京大学法学部卒業、同年警察庁入庁、愛媛県警察本部長、警察庁刑事局保安部長等を経て昭和62（1987）年6月神奈川県警察本部長で退官された。小部会初代部会長であった加藤晶氏（1930～2019）と入庁同期でお親しかった関係から、平成13（2001）年部会再設置時に入会され、近代警察史研究で大きな御業績を残されるとともに、例会では武藤誠先生（1922～2013）をよく助けられ、後進の指導にも熱心に当たられた。ただただ敬服に堪えない次第である。

ちなみに、警察政策学会資料第110号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（令和2（2020）年5月8日刊。〈<http://www.asss.jp/>〉）に「『関東大震災と警察』に関するメモ」（168～172頁。初出：『社会安全』第41号（（財）社会安全研究財団（現（公財）日工組社会安全研究財団）、平成13（2001）年6月30日刊）。中山氏は当時同財団評議員の任にあられた。原文は縦書であるが、当該学会資料再録に当たり一部漢数字を算用数字に改めている。）を掲載されておられるが、同稿には、氏と小部会との関わりを示す記載もあり、中山氏を偲ぶ一つの貴重なよすがである。御高覧を乞う次第である。

〈<http://www.asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99110.pdf>〉（『警察政策学会資料』第110号168～172頁）

『大警視だより』些論…⑥

### 草

今や、スマホ・SNS全盛の時代となり、「あったらいいな」の便利をはるかに通り越して急速に進化を続ける未確認生命体のようですらあります。

その世界で躍動しているのが「若者言葉」。「～しか勝たん」はなんだかカッコよく、「親ガチャ」は現代社会を揶揄するような雰囲気や纏っています。そして最近完全に定着したと言われている「草」。なぜ草？ と思いますが、「(笑)」を表現する「w」「www」を草に見立てて「草」と打つのだそうです。困った時のごまかしに使いたり、文章が軟らかくなったりという効果もあるようです。

ちなみに「ぴえん」や「ばおん」はもう古く、「写メ」ももう使うと恥ずかしい古い表現なのだそうです（そういえばそうです）。

私、それらのあり得ない速度で進化する若者文化にムカつくことなく、冷静に見つめていければと思っています。

（影法師）

# 横須賀の「官修墓地墓前祭」の運営について

警察政策学会警察史研究部会員 白井 良雄

## 1 はじめに

令和4（2022）年4月12日に追浜行政センター地域コミュニティ担当者から電話で、毎年5月第二土曜日に執り行われている「官修墓地墓前祭」は、コロナウイルス感染症が蔓延しているため、墓前祭は中止するという連絡があった。

今回、浦郷官修墓地における墓前祭の運営と追浜行政センターと地元の関わりをインターネットで質問したり、行政センターを訪問したりして情報を収集した。

追浜行政センター地域コミュニティ担当から回答を頂いた際、「新・追浜歴史年表」（編者：上杉孝良、発行：令和元（2019）年8月・追浜地域運営協議会）も紹介された。

その「新・追浜歴史年表」から官修墓地に関する項目を抽出すると、下記のように記録されている。（各項目の出典は省略）

- 明治10（1877）年10月：西南戦争に従軍した兵士が凱旋の途中コレラに罹り、浦郷字貉ヶ谷の仮病舎に収容、死亡者は48名を数えた（10.18～11.11）。
- 明治10（1877）年12月：西南戦争戦病者埋葬地として、陸軍省は鉦切地内の字矢濱（浦郷村3579番地）の3畝歩（90坪）を借用。翌11年4月該地を官有地として買収、陸軍省が管理することを太政官が許可する。
- 大正2（1913）年10月20日：西南役兵士の墓碑を追浜海岸の黒崎より、現在地に改葬される。
- 昭和2（1927）年5月：官修墓地（西南戦争戦病者墓地）荒廃のため改修を加える。
- 昭和8（1933）年5月9日：官修墓地（西南戦争戦病死者墓地）が破壊・掘り返される。
- 昭和8（1933）年10月18日：深浦の官修墓地（現・浦郷町3丁目）に西南戦争戦病者慰霊の「義勇千秋義烈萬古」碑を建立する。撰文北村包直〔かねなお、1866～1935、郷土史家、『三浦大介及三浦党』（大正14年刊）の著者〕。相陽時事新聞老兵会建立。
- 昭和32（1957）年1月20日：浦郷官修墓地は戦後国がその維持管理を打ち切ったため、「横須賀市追浜等にある官修墓地の祭祀及管理の復活に関する請願書」が農洋会によって国会に提出される。
- 昭和37（1962）年11月1日：浦郷官修墓地は国より無償貸付けとなり、管理を委託されて引継ぎを終了。
- 平成27（2015）年5月10日：官修墓地（浦郷町4丁目）に眠る榊原謙齋（新潟県士族・新撰旅団所属・明治10年10月29日没）の曾孫4人が、138年ぶりに墓参のため追浜を訪れる。

## 2 追浜行政センターと地元の町内会との関わり

官修墓地は、昭和37（1962）年に国から横須賀市に管理委託され、横須賀市健康部健康総務

課が官轄になった。平成 12（2000）年に刊行された「官修墓地（西南戦争）」（編集・発行：追浜地域文化振興懇話会）によると、平成 9（1997）年からは祭祀費を縮小し、地元・深浦町内会に委託されたと記録されている。移管前は、市長、市議会議員、地域保護司、民生委員の代表が参列され、ご遺族の大内様もご臨席された。また、北郷佛教会から多くの僧侶が集まり読経を頂いた。官修墓地とお寺との関係は、独園寺になっている。

現在の深浦官修墓地の墓前祭開催にあたっては、毎年 4 月に追浜行政センター地域コミュニティ担当（追浜連合町内会事務局）者、追浜連合町内会役員会および深浦町内会会長が開催についての協議を行い、開催予定であれば、参列者に案内状を事務局から送付し、出欠について確認する。案内先は、大内家（ご遺族）、榊原家（ご遺族）、警視庁総務部企画課、田浦警察署、追浜観光協会、横須賀市健康部健康総務課、警察政策学会警察史研究部会があげられる。当日、追浜連合町内会役員および深浦町内会（会長および会員）と事務局が参列している。

事務局では、墓前祭当日、物品などのお供物（例年、酒 3 升・卵 50 個・米 5kg の手配をご遺族から深浦町内会へ依頼している）を搬入している。供花および線香（例年、警視庁が手配）を確認する。午前 9 時に現地に物品と参列者へ配布するお茶を搬入し、10 時にご遺族と招待者をお迎えし、11 時に墓前祭が開始され、12 時に終了する。また、雨天の場合は深浦町内会館（横須賀市深浦町 3-66）で実施するため、深浦町内会長と事前に調整し、雨天時に使用する物品類（青白幕・テーブル等）を事務局が準備している。

### 3 官修墓地の除草・樹木伐採

健康総務課では墓前祭のため予算措置がなされているので、官修墓地（横須賀市深浦町 3-60）と周辺の除草及び樹木伐採は、健康総務課から委託を受けた業者が墓前祭の一週間ほど前に実施している。なお、墓前祭直前に深浦町内会有志の方々が年 2 回、毎年 10 から 15 名で自主的に墓地周辺の除草の奉仕活動がされている。

### 4 官修墓地と地域観光の関係

横須賀市制施行 70 年記念として官修墓地が「横須賀風物百選」に選定されたほか、地域観光マップに記載されて史跡ルートのひとつとして地域ガイドによる案内もされている。

令和 4（2022）年 8 月 26 日 14 時に追浜行政センターを訪問した際、深浦町内会会長・今村恭啓氏、横須賀市民生局地域支援部追浜行政センター副館長・檜山直人氏、同追浜行政センター地域コミュニティ担当・大滝修平氏、同地域コミュニティ担当・岡田浩子氏から官修墓地と墓前祭の運営について貴重な情報を得ることができました。副館長さんから「おっぱま ぶらり散歩」という観光案内を頂き、そこには地図と官修墓地の説明も記載されていた。また、令和 6（2024）年には、地元の大国主社創建 100 年・深浦町内会発足 75 周年になるため、今村会長ご自身が「深浦の歴史と文化財」というタイトルで原稿を執筆中しており、「官修墓地に就いて」という項目では墓前祭の記録もあり、今年の慰霊祭はコロナウイルス蔓延で中止になったが、5 月 14 日に深浦町内会と関係者で自主的に小規模ながら開催されたことが記録されていた。地元愛にあふれ

た今村会長と地元の方々及び関係者の慰霊する熱意に感動した。

今後、官修墓地については、明治10（1877）年に西南戦争後帰途の際、コロナで亡くなられた兵士方々を広く多くの方々に知っていただくことも観光の大切な役目であると思われた。同時に官修墓地墓前祭が永久に継続されることを再確認した。特に、官修墓地墓前祭の運営に当たられている追浜行政センター担当者、地元役員と地元の方々による献身的な奉仕活動に敬意を表する次第である。

（初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊）

（紹介）「第2編 西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究」『近代警察史の諸問題』第1輯（警察政策学会資料第110号、令和2（2020）年5月8日刊）110～141頁

〈<http://www.asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99110.pdf>〉

\*\*\*\*\*

### （参考）令和5（2023）年度「官修墓地墓前祭」紹介

（以下の記載は、臼井良雄氏御提供資料に拠ります。厚く御礼申し上げます。詳細は臼井氏が追って『大警視だより』続刊第18号（近刊）に「令和5年度横須賀市「官修墓地墓前祭」報告」として御寄稿予定です。）

- ・令和5（2023）年4月13日臼井氏に横須賀市追浜行政センター内追浜連合町内会事務局から5月13日「官修墓地墓前祭」の開催通知が届く。コロナ禍のため公開開催は三年ぶりとのこと。
- ・当日臼井氏以下警察史研究部会員4氏（宮崎聖子先生、小澤氏、小野田氏）が参列した。

日 時：令和5（2023）年5月13日（土）午前11時～

場 所：官修墓地（横須賀市浦郷町3-60） 主 催：追浜連合町内会事務局

参列者：御遺族2家族（大内氏、榊原氏）、事務局関係者、横須賀市議、警視庁（総務部企画課）3名、田浦警察署長、警察史研究部会員4名 等計約30名

状 況：墓前祭は、定刻に連合町内会長の司会で始められたが、突然の驟雨に見舞われ、予定された焼香ができない状態となったものの（代わりに全員で黙祷）、式次第に則り、無事進行、終了した。御遺族挨拶では榊原氏が謝辞を述べられると共に、新たな関連文献の発見があった旨の報告がなされた（関係者に資料を配布）。

- ・その他：TVK記者1名が墓前祭取材した。

⇒後日『神奈川新聞』令和5（2023）年5月20日（土）第18面に関係記事掲載あり。

# 神川武利氏著作年譜抄 — 『近代警察史関係文献目録抄』 補遺の一として—

## 1 はじめに

本稿は、先年作成した下記内容の警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。令和元（2019）年10月1日刊。序文：廣瀬權部会長）の補遺の一つである。〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/detail/R300000001-I030097052-00>〉、〈<https://ci.nii.ac.jp/ncid/BC01549232?l=ja>〉

第1編 大警視川路利良関係文献抄	1
第2編 警察関係者警察史著作目録	67
第1 高橋雄豺博士著作目録	67
第2 田村豊氏著作目録	118
第3 有光金兵衛氏著作目録	129
第4 種村一男氏著作目録	138
第5 中原英典氏著作目録	145
第6 武藤誠氏著作目録	165
第7 渡辺忠威氏著作目録	205
第8 加藤晶氏著作目録	215
第9 鳴海國博氏著作目録	220

ちなみに、昨年刊行の『警察政策学会資料』第122号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に— 一福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集—（第三輯）』（警察史研究部会、令和4（2022）年5月8日刊。序文 廣瀬權部会長）には、同じく補遺として、福永英男氏、原田弘氏及び松井幹郎氏のことを掲載した。

〈<http://www.asss.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99%E7%AC%AC122%E5%8F%B7.pdf>〉

なお、現在松井茂博士（1866～1945）、土屋正三氏（1893～1989）目録を作成中である。

## 2 略歴

昭和7（1932）年1月生まれ、広島大学政経学部卒、昭和30（1955）年警察庁入庁、鹿児島県警察本部長、皇宮警察本部警務部長等を歴任し、昭和60（1985）2月18日岐阜県警察本部長で退官後、歴史小説を執筆される。平成18（2006）年9月14日逝去、74歳。

## 3 著作目録（主として国立国会図書館 HP に拠る。〈<https://www.ndl.go.jp/>〉）

平成8（1996）年

・『天の剣 毛利元就』〈<https://www.soubunsha.co.jp/book.html?isbn=0257>〉

叢文社、1996.12 <KH243-G48>（毛利元就：1497～1571）

【書評】(朝)(匿名)「読書案内」『自警』79-6(平成9(1997).6.15)106頁

(<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/2707111/1/55>) (55 齣)

平成9(1997)年

・『竜の夢 尼子経久』(<https://www.soubunsha.co.jp/book.html?isbn=0264>)

叢文社, 1997.5.15 <KH243-G74> (尼子経久: 1458 ~ 1541)

・『大乘の剣: 鉄舟海舟将軍慶喜』(<https://www.soubunsha.co.jp/book.html?isbn=0274>)

叢文社, 1997.11 <KH243-G98> (山岡鉄舟: 1836 ~ 1888、勝海舟: 1823 ~ 1899、徳川慶喜: 1837 ~ 1913)

平成11(1999)年

・『瀬戸七橋と水軍の宝の歴史物語』(<https://www.soubunsha.co.jp/book.html?isbn=0311>)

叢文社, 1999.5.1 <KH243-G150>

平成12(2000)年

・『秋山真之 伝説の名参謀』(PHP 文庫)

PHP 研究所, 2000.2.15 <KH243-G172> (2006年頃改版ありか。第1版第14刷: 2005.6.28、改版4刷: 2009.9.24。文字ポイントが大きくなり増頁になっているが内容は同一か。) (秋山真之: 1868 ~ 1918)

平成13(2001)年

・『米内光政 海軍魂を貫いた無私・廉潔の提督』(PHP 文庫)

PHP 研究所, 2001.2.15 <KH243-G235> (米内光政: 1880 ~ 1948)

平成14(2002)年

・『士魂の提督伊東祐亨 明治海軍の屋台骨を支えた男』(PHP 文庫)

PHP 研究所, 2002.4 <KH243-G278> (伊東祐亨: すけゆき、ゆうこう: 1843 ~ 1914)

平成15(2003)年

・『大警視・川路利良 日本の警察を創った男』

PHP 研究所, 2003.2.10 <GK73-H10> (川路利良: 1834 ~ 1879)

【書評】四宮正貴(1947 ~ 2021)「『脱亜入欧』論理を克服するために 日本近代化をめぐる西郷隆盛・大久保利通の対決 -- 神川武利氏著『大警視・川路利良』を読んで思う」

<Z23-B92> 掲載誌『月刊日本』7(5)(通号73)2003.5 68 ~ 77頁

平成16(2004)年

・『伊達宗城 世界を見据えた「先覚の人」幕末最後の賢侯』(PHP 文庫)

PHP 研究所, 2004.4 <KH243-H64> 伊達宗城(むねなり、1818 ~ 1892)

・『児玉源太郎 日露戦争における陸軍の頭脳』

PHP 研究所, 2004.8 <KH243-H92> (児玉源太郎: 1852 ~ 1906)

(参考)『PHP 文庫、神川武利(文芸・小説、実用)』の電子書籍一覧(4冊)

(<https://bookwalker.jp/author/108121/?qlab=455>)

(ネット人気順)(文芸)『米内光政 海軍魂を貫いた無私・廉潔の提督』、(文芸)『秋山真之 伝説

の名参謀』、(文芸)『士魂の提督伊東祐亨 明治海軍の屋台骨を支えた男』、(実用)『伊達宗城 世界を見据えた「先覚の人」幕末最後の賢侯』

(調査中)

- ・諸雑誌その他に御寄稿ありとも仄聞するが調査未了。
- ・上記平成9(1997)年刊『竜の夢 尼子経久』(叢文社,1997.5.15)の奥付頁「著者紹介」中に、肖像に加え、著書として『重巡洋艦鳥海』、『エッセイ集』なるものの記載あるも、ネットでは検索できず。

(初出:『大警視だより』続刊第17号(令和5(2023)年7月1日刊))

\*\*\*\*\*

### 【新刊紹介】

- ・『早稲田大学法学会百周年記念論文集 第一巻 公法・基礎法編』(成文堂、令和4(2022)年12月28日刊)〈<http://www.seibundoh.co.jp/pub/search/038528.html>〉
- ・『法の思想と歴史』第3号(信山社、令和5(2023)年4月17日刊。石部雅亮(大阪公立大学名誉教授)責任編集)〈<https://www.shinzansha.co.jp/book/b10031304.html>〉
- ・北康宏(1968～)『中田薫』(人物叢書、吉川弘文館、令和5(2023)年8月1日刊)〈<http://www.yoshikawa-k.co.jp/book/b626819.html>〉

『大警視だより』些論…⑦

### 気の重いこと

「なにかコトを始めるときは、まず最初に一番行きにくいところに行け」

学生時代、そう教えてくれたある商店街の社長さんは、まず初めに税務署の手続きを済ませるそうです。

面倒なこと、気の重いことほど先に片付けよというこの教えは、実体験で明確に理解できます。それをひとつ片付けただけで状況が劇的に好転した……誰にも経験があると思います。困難を避けてばかりでは何も始まらず、何も片付きません。

私、最優先は「飲んで帰る」連絡を妻に入れることです。(影法師)

『大警視だより』些論…⑧

### 開ける視界

「捨てる人は、拾わない。捨てない人が、拾っている。」は、かつてJTの広告で使われたコピーですが、他人事だった問題を自分側に引き寄せるインパクトに満ちています。何事も、自分の問題としてとらえた時に初めて視界が開けます。いつかは誰かがやらなければならないことを自分がやることとして考えてみる、猫を飼い始めて初めてペットフード売り場に目が行くようになった自分に気づくなど、自分の中に起こる意識の変化を、新鮮だと前向きに感じて楽しんでみましょう。春です。(影法師)

## 瀧川政次郎博士の喜壽の「謝辞」と米壽の「挨拶」

國學院大學名誉教授 小林 宏

### 〔目 次〕

はじめに .....	24
謝 辞 (喜壽) .....	25
挨 拶 (米壽) .....	26

### はじめに

法制史学の泰斗、瀧川政次郎博士（1897～1992）は、早くから王朝時代の検非違使を研究し、また火付盗賊改役、長谷川平藏の伝記を公刊するなど、日本警察史の分野においても、その草分け的な存在であって、今年（令和4（2022）年）はその没後、30年に当る。

私は昭和41年（1966）の春、上京して、その指導をうけることとなったが、博士は翌42年（1967）5月26日、古稀を迎えられ、その祝宴が早稲田大学の旧大隈会館で行われた。私は上京して間もないことでもあって、その準備や実行にどの程度関与したか、今となっては、記憶が定かではない。しかし博士の喜壽と米壽の賀筵については、私もその世話人の一人として案内状の送付、会場の設定、祝宴の進行等に関わるようになったから、私の手許には、それに関する当時の資料が若干残されている。その中には、喜壽の際の「謝辞」と米壽の際の「挨拶」との二通の自筆の原稿が存するので、この度、本誌の紙面をお借りして、その全文を紹介することとした。なお原稿は、生前の博士にその公表の許可をいただいているものである。

博士の喜壽の祝賀会は昭和49年（1974）5月25日、霞山会館（千代田区霞が関）において行われ、当日の参会者は約150名であった。また祝賀の集会は関西（大阪国際ホテル）においても開かれた。喜壽の際の博士の「謝辞」は、200字詰「瀧川政次郎原稿用紙」11枚にペン字で記されている。

米壽の祝賀会は昭和59年（1984）5月25日、明治記念館において行われ、参会者は190名であった。当日の祝宴の次第は故島善高氏による、テープから起された記録が存するので、その詳細な内容を知ることができる。それによると、先ず「記念論文集献呈並に刊行経過」が島田正郎氏（明治大学総長）によって行われ、ついで「祝辞」が徳川宗敬（神社本庁統理）、坂本太郎（文化勲章受賞者）、山下重一（國學院大學法学部長）、石井良助（東京大学名誉教授）、團藤重光（前最高裁判所判事、東京大学名誉教授、現東宮参与）の諸氏によって述べられた。また当日は山本東次郎氏らによって、狂言「蝸牛」が演じられた。米壽の際の博士の「挨拶」は、コクヨ便箋13枚にペン字で記され、その表題に「本人挨拶（東京）」とあるから、関西集会の「挨拶」の原稿も別に作られたことが窺われる。因みに関西集会は5月28日、大阪で開かれ、参会者は145

名であった。

なお博士の古稀、喜壽の祝賀は満年齢により、米壽の祝賀は、「挨拶」にもあるように数え年によって行われたことを付記しておきたい。

## 謝 辞 (喜壽)

本日はみなさま御多用のところ、私の個人的な身祝いのために、斯くも多数御臨席いたゞきまして、身に余る光栄に存じます。同僚友人のみならず、先輩、恩師の方々までお出でいたゞきまして、恐縮至極に存じ居ります。

これで私は、還暦、古稀、喜壽と三回の賀筵を重ねることができまして、心から喜んで居ります。徒らに馬齢を加えて何が目出度いかと仰しゃる方もございましょうが、人間には今日も生きているように明日も生きているという保証は何もないのでありますから、この年まで無病息災に生き得たことは、神の祐助の致すところと、私は毎日を喜び、且つ感謝して暮らしております。昔から「乞食も身祝」ということを申しますので、馬齢を加えたに過ぎない私も、門弟共が計画してくれました今日の催しを喜んで受けた次第であります。

喜壽の祝の次は米壽の祝であります。そこまで行き着けるかどうか、年壽を貪る気はありませんが、私には仕残した仕事がたくさんあります。一昨年の春から文部省の科学研究費を受けてやり出しました「訳註日本律令」撰述の仕事は、律令研究会の若手の会員の努力によって、やっとその第一冊が脱稿したばかりでありまして、完成までにはまだまだ年月を要します。これが完成するまでは死のうにも死ねません。神の祐助を祈願すると共に、みなさまの絶大なる御援助とを切にお願いする次第であります。

また私は、今日この席にお越しいたゞきました三菱総合研究所々長、中島正樹氏の御提唱、御幹旋によりまして、三菱財団の援助を受け、國學院大學と皇學館大学とを打って一丸とした研究会を組織し、全国二千八百六十一社の式内社の研究を始めようとしています。式内社の研究は、伴信友以来、何人かの人によって着手されましたが、研究の対象があまりにも大き過ぎますので、いずれも中道にして廃せられ、今日まで成功しない儘になっております。これを成功せしめるには、どんなに大組織を以て立向っても十年はかかるだろうと思います。それまで私の精力がつづくものとも考えませんが、命の有らん限りは、日本の学界の為に懸命の努力を捧げたいというのが、私の念願でございます。何卒みなさま、この老学究の悲願を憐れみ、この事業の達成の為に、物心両面の御援助を垂れ賜わんことを重ねてお願い申し上げます。

お蔭をもちまして、私は健康にめぐまれ、若い時のようには参りませんが、まだ群籍を旁搜して論著をものするだけの精力を保存しております。昨年四月、過労の為に心臓を痛めまして一寸入院いたしました。大したこともなかったようで、その後あせって無理をすることを慎んでいるせいか、この春以来、心身とも快調でありまして、毎日を楽しく送っております。

私の畏敬する新見吉治先生は、今年満百歳を迎えられ、御健在であります。一昨年は『新國史眼』という著書を公刊せられ、私にも一本を賜りましたが、九十八歳の著書というのはめずらしい

と思います。去る十九日、私は専修大学で開かれました法制史学会で、新見博士の愛弟子である前京大教授の牧健二君に会いましたが、牧君のお話によりますと、百壽のお祝の上に「皇字の祝」というのがあるそうであります。「皇」は皇帝の皇、天皇の皇であります。皇という字は白の下に王の字がありますが、王の字は十の上下に一の字があるから、合せて十二であります。白の字は百に一を欠くから九十九で、九十九歳を白壽ということは、みなさん御承知であります。今日、この席にお出でいたゞきました宇野精一博士の御尊父、宇野哲人先生は昨年、白壽の賀筵を張られました。白の九十九と王の十二とを合わせますと、一一一の百十一歳となります。故に百十一歳の祝を「皇字の祝」と申すのだそうであります、これが賀の祝としては最高のもので、それ以上はないとのことであります。全く気の遠くなるような話であります、新見博士は或いはこの皇字の祝まで生き延びられるのではないか、というのが牧健二君のお話でありました。

新見博士の皇字のお祝いは未来のことではありますが、今日御臨席を賜りました海法の権威であられる寺田四郎博士と御祝辞をいたゞきました木村篤太郎先生とは、昨年米壽を迎えられました。私もその賀筵の末席に連なったのであります、これは厳然たる事実であります。江戸時代には「本間さまには及びもないが、せめてなりたや殿さまに」という言葉がございましたが、私は、新見先生や宇野先生には及びもないが、せめてなりたや寺田、木村両先生にと願っております。もしもその願いが叶って、米壽の祝と式内社研究の完成祝とを同時に挙げる事ができましたならば、それこそ天にでも登る気持でございましょう。

どうぞ皆さま、その時は今日御来場下さいました方々が一人も闕けずに再び私をお祝い下さいますよう、御健勝であられますことをお祈りいたしまして、私の感謝の辞を終ることといたします。

昭和四十九年五月廿五日

\*\*\*\*\*

## 挨拶（米壽）

本日はみなさん御多用のところ、万障お繰合せいたゞきまして、私のプライベートなお祝の会に御臨席いたゞきまして、まことに有難うございます。かく満堂立錫の余地もない程、遠近より御来会いたゞきましたことは、瀧川政次郎一代の光榮とするところであります、今日は私の一生のうちで、最も佳き日の一日であります。

私は明治三十年五月廿六日、午前四時に大阪市西区鞠上通二丁目五十二番地で、米穀商瀧川与之吉の二男として生まれました。従って明日を以て満八十七歳の誕生日を迎えるわけではありますが、私は戦前の日本の慣習に従って、数え年で米壽の祝をすること



米壽祝賀会での瀧川先生御夫妻

にいたしました。廿六日を避けて廿五日にいたしましたのは、明日は土曜日で、しかも大安でありますので、この会場が混雑するからであります。

米屋の小伴が立派な学者になったのは不思議だと思われる方がいるかも知れませんが、私の母は大和小泉、片桐藩の藩士、船木又兵衛の二女でありまして、相当の物識でありました。外祖父船木又兵衛の家は、代々有職故実の学を以て藩主に仕えた家でありまして、外祖父又兵衛は相当の有職故実学者でありました。明治十五年、明治天皇の勅によって始めて正倉院が開かれ、その宝物が調査されました。その調査に当たったのは小杉樞邨博士であります。船木又兵衛は在地の物識ということで、その助手に挙げられました。私の伯母、船木京は毎日正倉院の階段を登って父に弁当を運んだそうであります。従って私は幼少のときから、家学、いえの学問として有職故実の学を学んだのでありまして、私の日本法制史は、有職故実学に、大学で学んだドイツ法制史のメトデーを適用したものであります。そこに私の日本法制史の特色があろうかと存じます。

今日、日本の学者のキャリアーとしては、大学を卒業して研究室に残り、大学の助手、副手を経て、助教授、教授に進むというのが一般の現象であると思いますが、それに較べると、私の一生は波瀾万丈でありまして、私は中学は四年編入で二年しか行っていません。それまでは父の米穀商を手伝ったり、外国商館のボーイになったり致しました。中学を卒業してからは、一高、東大と進みまして、順調に学者の道を辿りましたが、大学卒業後、研究室に残る事が出来ず、満鉄の社員になったり、司法官試補を拝命したりいたしました。

そうしているうちに私は美濃部達吉先生の御見出しに与りまして、九州帝国大学の助教授に挙げられ、ついで教授に昇進しました。それが昭和二年、私が満二十九歳の春でありました。ところが好事魔多しとか、事件が起りまして休職を命ぜられ、東京に戻って参りました。そこで私は研究論文を集めて中央大学に提出し、法学博士の学位を得ると共に、同大学の教授となりました。ところが、昭和九年、私は筆禍事件を起しまして大学を追われました。その窮状を救って下さったのが、当時の中央大学長、原嘉道先生と法学部長、林頼三郎先生とでありまして、私は両氏の推挙によって、満洲国司法部法学校教授、兼司法部参事官に任ぜられて、渡満いたしました。爾来終戦に至るまで新京及び北京にあって、もっぱら中国法制史を研究いたしました。それが私の律令学を特色づけたことは申すまでもありません。ところが、昭和二十一年、敗戦によって私は無一文で日本に引揚げて参りました。そこへ現われたのが友人弁護士、宗宮信次君でありまして、「君、東京裁判へ来ないか」と誘ってくれました。それで私は元海相嶋田繁太郎被告担当の東京裁判の弁護人となったのであります。昭和二十三年、東京裁判が終わった後は、土肥原（賢二）大将の弁護人であった加藤隆久氏と共同で神田に法律事務所を開きました。その頃、國學院大學に政経学部が開かれるというので、私は招かれて、國學院大學教授となり、停年まで無事に過ごして今日に至った次第であります。

このように私のキャリアーは波瀾万丈であります。窮況に陥れば、その都度救主が現われて、新しい世界が展開して行ったのでありまして、私ほどしあわせな者はない、私の今日ある、全くそれらの人々のお蔭であると感謝いたして居ります。しかし、私に最も大きい恩恵を与えてくれたものは私の両親でありまして、私は私を丈夫に生み育ててくれた両親に最も感謝しています。

私もこの年になりましたので、よく健康法を訊かれますが、私は特別の健康法は何もやっておりません。生まれつき丈夫なのです。終戦後四十年、私は疲労して寝たことはありますが、病名のついた病気になって寝た日は、一日もありません。それが著書等身を越える業績が挙げた根本の原因であります。

しかし、マン イズ モータル (Man is mortal) で人間いつまでも生きているものではありません。私は米壽の祝は生前の告別式であると考えています。しかし、私が百まで生きないとは、誰人も保証することは出来ません。或いは生きているかも知れません。そのときは今日のような盛大な白壽の祝をしたいと思います。その時は今日いらって下さった皆さん方、一人も缺けずに御出席下さいますことを祈願いたしまして、私の挨拶を終らせていたゞきます。

(入力に当たっては、警察史研究部会員小野田博光氏の御助力をいたゞきました。厚く御礼申し上げます。令和4年(2022)8月11日誌)

(執筆者紹介) 小林 宏 (こばやし ひろし)

昭和6(1931)年新潟県長岡市に出生、同32(1957)年京都大学文学部史学科国史学専攻卒業、同41(1966)年京都大学大学院法学研究科博士課程修了、法学博士、現在 國學院大學名誉教授、専攻 日本法制史、主要著書『日本における立法と法解釈の史的研究』全四巻(第1巻古代・中世、第2巻近世、第3巻近代、別巻 補遺。汲古書院、第1～3巻:平成21年刊、別巻:令和3年刊)他。小林先生はかつて本誌(『大警視だより』続刊)第4号(通巻第33号、平成29(2017)年7月1日刊)に「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—を寄せられたが、その後同稿を大幅に改訂増補した同名の「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—『長岡郷土史』第55号(平成30(2018)年5月刊。上記「別巻 補遺」に再録。)を公表されておられる。また、本誌第11号(加藤晶会長追悼号Ⅳ、通巻第40号、令和3(2021)年1月1日刊)に「新発田藩偶感—加藤晶前会長を偲んで—」を御寄稿いただいている。

\*\*\*\*\*

(参考1) 瀧川政次郎博士略年譜・著作目録関係資料抄

・ウィキペディア:

(瀧川政次郎博士:1897.5.26～1992.1.29。御旧居:杉並区成田東三丁目)

〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%80%A7%E5%B7%9D%E6%94%BF%E6%AC%A1%E9%83%8E>〉

・「瀧川政次郎博士関係資料抄」:

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/takikawa001.pdf>〉

・瀧川政次郎『律令の研究』(復刻版)(名著普及会、昭和63(1988)年11月30日刊(原本:刀江書院、昭和6(1931)年9月15日刊〈<https://dl.ndl.go.jp/pid/1269674/1/1>〉)〉中に「瀧川政次郎博士略年譜」及び嵐義人氏(1944～)作成「瀧川政次郎論著目録(稿)」あり。

- ・『瀧川政次郎先生を偲ぶ』（『回天』追悼特集号、和歌山市・回天発行所、平成4（1992）年6月1日刊）（追悼文については下記はじめ13稿を収載。）
  - ・1 瀧川先生と昭和史学の進展（嵐義人）13～18頁
  - ・2 理と義と情の碩学瀧川博士を偲ぶ（海部光彦）19～24頁
- ・「瀧川政次郎博士略年譜」、「瀧川政次郎博士著書目録」『古代文化』第44巻第11号（◇瀧川政次郎博士を偲んで、平成4（1992）年11月20日刊）
  - 『古代文化』：<https://kodaigaku.org/intro/>
  - ・同号所収水戸部正男（1912～1996）「瀧川先生の旧著再刊序文」（41～42頁）。
- ・嵐義人（1944～）『余蘊孤抄 碩学の日本史余話』（アーツアンドクラフツ、平成30（2018）年3月1日刊）「第四部 塙保己一・瀧川先生」中に「瀧川博士年譜」、「主要著書」あり。

（省略）（参考2）小林宏先生御執筆瀧川政次郎博士関係著作抄（「小林宏先生略年譜・著作目録（四訂稿）」（令和4（2022）年4月1日作成）より抽出、補正。

（省略）（参考3）『古代文化』第44巻第11号（◇瀧川政次郎博士を偲んで）（平成4（1992）年11月20日刊）掲載稿一覧

（初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊、写真1枚省略））

## 親を「不孝する」ということ —中世における不孝の罪責と親子関係断絶—

國學院大學栃木高等学校教諭 瀬賀 正博

〔1〕 明治元年（1868）に刑法官の準則として定められた仮刑律の訴訟第6条は、律令法を受け継いで「父祖に孝養を尽くさない罪」（仮に供養有闕罪という）と「父祖の教令に違背する罪」（仮に違犯教令罪という）とを規定していた。仮刑律は、明治新政府の刑法事務科・刑法事務局によって編纂が進められたが、ここには律令（清律）を研究し、刑法草書を編纂した肥後藩出身者が多く出仕していたこともあり、清律の影響が強い法典である。この規定は明治3年（1870）の新律綱領にも引き継がれ（訴訟律第6条「子孫違教」）、さらに明治6年（1873）の改定律例では第241条「子孫違教条例」として、老疾の祖父母父母を「故ラニ棄去ル者」の罪を定めるとともに、違犯教令罪は法典より削除された。明治13年（1880）公布、16年施行の旧刑法でも祖父母父母に対する「奉養ヲ欠キタル者」の罪を定めるものの（第十三節第364条）、違犯教令罪はない。親の言い付けに従わないという違犯教令罪は犯罪構成要件が曖昧で、親孝行・親不孝という、本質的に主観的・道徳的規範へと回帰するので、罪刑法定主義を採用するとなれば、法定化は困難だったのであろう。

〔2〕 最近、筆者が考察した史料の一つに、中世の往来物（私信をはじめ契約文書、公文書にいたるさまざまな書式サンプルを掲載する模範文例集）に見える法律文書がある。それは遺産相続をめぐるトラブルに関する史料なのであるが、そのなかに「不孝」の語が登場する。いうまでもなく不孝概念の源流は、儒教道徳に拠れば中国の春秋戦国時代にまで遡る。他方、隋・唐や日本の律令においては法律用語でもあった。大宝・養老の律では、特定の重大な諸犯罪を8つの類型にまとめてこれを八虐とよび、直系尊属を告発したり、子孫が勝手に戸籍や財産を分割したり、父祖の喪に服さなかったりするなど、父祖に対する特定の不道徳な行為は八虐の一つ「不孝罪」としてカテゴライズされ、その子孫に嚴重な法的責任を負わせた。ところが厄介なことに、中世になると「不孝」にはもう一つの意味が加わる。それは「親子関係を断絶する」ことで、子孫の側から見て「不孝セラル」とか「不孝ヲ蒙ル」という表現になる。「親でもなければ子でもない、勘当だ！」というときの勘当である。かくして中世には「不孝」の解釈は多義的になり、史料を読むわれわれをいささか困惑させる。

以下、本紙面をお借りして、中世において「親子関係を断絶する」という意味で用いられた「不孝する」という用語法をめぐって、覚えを記しておきたい。

〔3〕 日本における不孝の語義は、上述のように古代から近世を通じておよそ三種を確認できる。(1) 一般普通語として、父祖に対して敵対的で孝養を欠くような、儒教的道徳規範に悖る子孫の行為（仮に親不孝と呼んでおく）、(2) 法律用語として、律令法に定められた、八虐の一つとしての不孝（不孝罪と呼んでおく）、(3) 中世以降ひろく通用した義絶や勘当という語に同じく、

親子関係を断絶せしめる（親の）行為、がそれである。

このうち（2）の法律用語としての不孝罪については、中世では、律令法律家（明法家）でさえ理解が曖昧であったようである。たとえば、違犯教令罪は大宝・養老の律（闘訟律 47 条）に規定があるが、この罪は本来、八虐の不孝罪には当たらないのに、おそらく道徳的な意味での「不孝」という語に引かれて八虐の不孝罪に混入されて相続権の欠格事由とされたり、親子関係断絶の根拠とされたりするのである。鎌倉期以降は「父子敵対」「死骸敵対」（親の教令は、その死後まで子孫を拘束する）などとも称されている。中世を代表する律令法制書『法曹至要抄』や武家法制の『御成敗式目』などでは、違犯教令は親による子の相続権剥奪の根拠とされ、親子の絶縁は家業、遺産の承継関係のみならず、武家にとっては刑事責任の連座免責など、親族の法律上の関係を変動させる重大な局面でもある。「不孝」の法制史的研究は、道徳規範と法規範との干渉の仕方や、中世社会における親権のあり方をめぐる法的根拠を明らかにするためにも重要な課題であると思われる。

〔4〕 不孝という語が親子関係の絶縁を意味するようになった早い例が『今昔物語集』巻第二十九に載せる第十一話「幼児、瓜を盗みて父の不孝を蒙りし語」の説話である。瓜を盗み食いした子を父が「永ク不孝シテ」、隣家の人々から判をとり証文までつくろうとしたので、人々は、盗み食い程度のことで「子ヲ不孝シ給フベキニ非ズ」と父に意見したが従わなかった。後年、成人した子が盗みをはたらいて検非違使に逮捕された際、その証文があったことによって父は縁座（連座）を免れた、という粗筋である。親子関係断絶を証する文書は、義絶状や不孝状などと呼ばれ、遺産相続や縁座の際の紛争を回避するための証文として機能する。

この『今昔物語集』に見える「不孝する」という用語について、三浦周行氏は「用語の奇異にして、失当の甚だしきもの」ではあるが、『今昔物語集』成立期までには普く通用していた（「親子関係を中心としての家族制度」『法制史の研究』岩波書店、1919 年、575 頁）と考えた。『今昔物語集』の成立時期を一般にいわれているように院政期とすると、このころまでには、「親子の縁を切る」という意味で「不孝する」の用語が通行していたと考えなければならない。

〔5〕 ところで、親子関係を断絶する主体は親と考えてよく、史料的にもほぼ例外なく、子に対する家長権の発動として理解できる。中田薫氏は、教令権は親の家産支配権の一部で、家長が家族を管理する権限として捉えている（「古法雑観」『法制史論集』第四巻、岩波書店、1964 年、43 頁）。親が子を「不孝する」こともその発現と考えてよいであろう。ところがまた、三浦氏は、子が親を不孝したという『古事談』の説話を紹介している。それによれば源頼義の母は父頼信の妾であったが、下女の夫との密通という不義を犯していたので、頼義はこれを心憂く覚えて「永ク母ヲ不孝シテ、……母忌日ヲバセザリケリ」という。この逸話について三浦氏は、子が親を不孝することは「除外例たるに相違な」と推断しながらも、不孝の語が単純に親子関係の断絶という事実をのみ表す語として使用されていた証左とされている（前掲書 580 頁）。三浦氏は指摘していないが、『古事談』の記事は、平安末期の 12 世紀中葉、関白藤原忠実の言談を筆録した『中外抄』に基づいたものであり、内容、表現ともほぼそのまま引き写しといってよいものであるが、そこには「母ヲ不孝シテ」云々の表現は見られない。すなわち親子関係の断絶を意味する「不孝」

は、12世紀半ばまでは流布しておらず、13世紀前半に成立した『古事談』に至って出現した用語法と思われるのであり、この事実は三浦氏の論を補強する。

〔6〕 親を不孝するということについては、勸修寺家文書に残る13世紀前半の藤原定経讓状案（『鎌倉遺文』補992号）にも興味深い表現が見える。藤原（吉田）定経の晩年は、その子経賢との間で確執があり、この文書の中で定経は経賢を「亡祖ノ遺誠ニ背キ、父ノ命ズル所ヲ用キズ、マタ勅宣アルニ拘ズ、勅ニ違ヒテ不孝告言」する者と口を極めて指弾する。そして定経が病床に伏してからの8年間、一度も父の安否を尋ねに来ないことを「父、子ヲ不孝スルハ常ノ法ナリ。子、父ヲ不孝スルハ未ダソノ例ヲ聞カズ候」と嘆いている。ここで「父ヲ不孝ス」というのは「あたかも父を勘当しているようだ」という比喩表現ととらえるべきで、この場合、「ありえないこと」の譬えであろう。前出の『古事談』に見える「母ヲ不孝」するという表現も、やはりゴシップとしての効果をねらったものであろうと筆者には思われ、作者がやや扇情的に文飾したのであろう。かくして、子が自分の親を勘当するという、それ自体、儒教道徳的な意味でも律令的な意味でも不孝の罪に該当しかねない状況は例外的なものであろうと思われ、実体として頻繁におこなわれていた行為だとは考えられない。

こうして、親を不孝する（子の立場から親子の縁を切る）という用語法が、それが誤用であったとしても13世紀には文献上に現れてくるという事実の持つ意味は、社会史的な文脈から考察されてもよいと思う。現代のわれわれが不孝という語を用いるとき、それは一般に「親不孝」を意味するが、何をもって親不孝とし、それをもって親子関係を断絶する根拠とできるのか、歴史の中を探ってみたいと思っている。

（執筆者紹介） 瀬賀正博（せがまさひろ）

國學院大學大学院法学研究科博士課程後期修了。博士(法学)。現在國學院大學栃木高等学校教諭。専攻は日本法制史。著書『日本古代律令学の研究』（単著、汲古書院、2021年）、『律令法とその周辺』（共著、汲古書院、2004年）、『律令論纂』（共著、汲古書院、2003年）。

最近稿としては「中国における『律学』研究の動向と課題」『法史学研究会会報』第26号（2023年3月）、「幕末の能吏・もう一人の川路氏」（川路左衛門尉聖謨（としあきら、1801－1868）、『大警視だより』続刊第18号（2024年1月刊（予定））等がある。

（初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊）

【特別寄稿】

企画展開催のよろこび

— 「動物たちの江戸時代」(2023年3月14日～28日) —

慶應義塾大学文学部古文書室研究員 重田 麻紀

わたしが所属する慶應義塾大学文学部古文書室では2013年から毎年大学内にある展示スペースを利用して企画展をおこなってきた。ここ3年間はコロナ禍の影響で開催することが叶わず、ようやく4年ぶりにすることができたのが、「動物たちの江戸時代」(2023年3月14日～28日)である。【写真1】会場は2021年7月にオープンした「福澤諭吉記念慶應義塾史展示館」の企画展示室。明治45年に建てられ、昭和44年に国の重要文化財に指定された慶應義塾図書館旧館の2階に位置する。

今回のテーマは人間ではなく、動物たちにとって江戸時代とはどんな時代だったのかを考えるものである。江戸時代には有名な「生類憐みの令」が5代将軍綱吉から出されるが、この法令は動物たちにとって大きな転換点となる。犬は食用となることもなく、鷹狩りの際の鷹の餌となることもなくなった。しかし、時代が下って8代将軍吉宗の時代には鷹狩りが復活し、猪や鹿も駆除の対象となった。このように江戸時代でも時期によって動物にとっての「生きやすさ」は異なる。展示の詳細については、ぜひ図録をご覧ください。(近日中に、当室ホームページにてデジタル公開予定。また、福澤諭吉記念慶應義塾史展示館の企画展アーカイブからも後日展示の様子をご覧くださいの予定となっている。

<https://kmj.flet.keio.ac.jp/> (古文書室)、  
<https://history.keio.ac.jp/> (塾史展示館)

ここでは担当したセクションから史料を一点紹介させていただきたい。わたしは「薬用としての動物」についての史料を主に担当した。薬用として一般にも有名なのは熊や獺(ルビ:かわうそ)であろう。

熊は、熊胆(「くまのい」とも)が消化器系統の病気に効果があるとされたが、特に加賀産のものが上質なものとして取引されていた。また、採る季節も重要で、夏と比較して、秋から冬にかけて採るものの方が皮は薄く胆汁が満ちていて品質が良いと



【写真1】

された。

獺は3世紀前後に成立した中国の医学書『金匱要略』に獺肝（たっかん）について冷えや肺の病に効果があることが言及されており、古来より薬としての効能が認められていたことがわかる。また戦国時代には、小早川隆景（毛利元就三男）が実兄である吉川元春（毛利元就次男）が病気になったので獺を送る、という手紙も残されており、実際に効能があるものとして流通していた。使用方法は「炙ったものを粉末にして水で飲む」とされており、獺をそのまま送るというよりも粉末にした薬を送ったのではないかと推測するが、1568年に益田藤兼が毛利元就をもてなした宴席の献立にも「かわうそ」という記載があり、果たしてどのようなかたちで提供されたのか謎となっている。

当該セクションでは国内で出版された『金匱要略』とともに、江戸時代後期出版の『撰津名所図会』（巻之四）を展示した。『撰津名所図会』の「高津黒焼屋」のページ【写真2】を開くと、店の軒先に獺が逆さにぶら下げられている様子が見られる。黒焼とは動・植物を薬用にするため蒸し焼きにして黒焦げにしたものであるが、このように丸ごと吊るされているとは驚きである。人間を病から救うためとはいえ、残酷な描写であると感じる一方、このような犠牲の上に江戸時代の人々の健康が成り立っていたのであり、これも江戸時代の動物の運命の一つだったといえよう。



【写真2】

ここでは古文書室がおこなった企画展について簡単に紹介させて頂いたが、コロナ禍が落ち着いた今、博物館などの展示もデジタル中心からリアル中心へ軸が戻ってきている。ぜひ、様々な博物館へ出かけて、「生」の史資料を感じていただきたい。

(執筆者紹介) 重田 麻紀 (しげた まき)

慶應義塾大学文学研究科後期博士課程単位取得退学。平成31(2019)年4月から萩市須佐歴史

民俗資料館特別学芸員。慶應義塾大学文学部古文書室研究員、明治大学文学部兼任講師もされておられる。専門は長州藩家臣（益田家）についての御研究。先年『須佐に住んだ武士—永代家老益田家と家臣たち—』（萩ものがたり Vol68、令和 2（2020）年 10 月刊）を出された。また、古文書読解の講義・演習も行っておられる。先生は、故加藤晶前会長、廣瀬權会長とお親しく、小誌『『大警視だより』続刊』には既に「川路利良と禁門の変」（第 2 号、平成 28（2016）年 8 月 1 日刊）、「『明治 150 年』への雑感」（第 6 号、平成 30（2018）年 7 月 1 日刊）、「近世益田家の領地—山口県萩市須佐を訪ねて」（第 7 号、平成 31（2019）年 1 月 1 日刊）及び「加藤晶会長の御逝去を悼む」（第 8 号、加藤晶会長追悼号Ⅰ、令和元（2019）年 7 月 1 日刊）、「『読みやすさ』と『地域史』とのはざま—『須佐に住んだ武士—永代家老益田家と家臣たち—』の執筆を終えて—」（第 12 号、福永英男前部会長追悼号、令和 3（2021）年 7 月 1 日刊）及び「【雑感】コロナ禍と大学教育」（第 15 号、松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、令和 4（2022）年 7 月 1 日刊）を御寄稿いただいている（警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（初輯）警察政策学会資料第 110 号、警察政策学会、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）、（第二輯【下冊】）同第 115 号、同、令和 3（2021）年 5 月 8 日刊）及び（第三輯）同第 122 号、同、令和 4（2022）年 5 月 8 日刊）に各再録。）。

（初出：『大警視だより』続刊第 17 号（令和 5（2023）年 7 月 1 日刊））

## 【特別寄稿】

### 高橋均先生（東京外国語大学名誉教授）「『六朝論語注釈史の研究』 —六朝の人たちは論語をどう読んだのか」

東京外国語大学名誉教授高橋均先生（1936～）には、小会及び警察政策学会警察史研究部会では武藤誠先生、加藤晶部会長及び松井幹郎先生御主宰の頃から長きにわたり大変御指導を賜ってきた。厚く御礼申し上げます。先生には昨秋第三冊目の論文集である『六朝論語注釈史の研究』（知泉書館、令和4（2022）年10月15日刊）を出されたが、先般『日中文化交流』（（一財）日本中国文化交流協会、令和5（2023）年1月1日刊）に「『六朝論語注釈史の研究』—六朝の人たちは論語をどう読んだのか」を寄稿されたので、同協会の御了承を得て転載させていただく。同協会及び先生の御厚情に謝意を表する次第である。

なお、高橋先生御著作中著書、訳書のみ下記に記載する。論説その他は別の機会に譲る。

#### 「高橋均先生著作目録」（ただし著書、訳書のみ）

##### 1 著書

昭和51（1976）年

- ・『中国語解釈の基礎』（大修館書店、昭和51（1976）年6月1日刊、昭和59（1984）年4月1日再版刊）

平成25（2013）年

- ・『論語義疏の研究』（東洋学叢書68、創文社、平成25（2013）年1月31日刊）  
【書評】古勝隆一（1970～）「Book Review 田畑をうなうように古典を読む 高橋均著 論語義疏の研究」『東方』第389号（平成25（2013）年7月5日刊）31～35頁  
【書評】橋本秀美（1966～）「日本旧抄本の位置づけ 高橋均『論語義疏の研究』」『季刊創文』第12号（平成26（2014）年1月6日刊）10～12頁。（第23号（2016年秋号）で終刊。）

平成29（2017）年（創文社：令和2（2020）年会社解散。）

- ・『経典釈文論語音義の研究』（東洋学叢書73、創文社、平成29（2017）年2月25日刊）  
【書評】古勝隆一（1970～）「Book Review 『論語』の本文を探りなおす技 [高橋均著 経典釈文論語音義の研究]」『東方』第443号（平成30（2018）年1月5日刊）28～32頁

令和4（2022）年（『東方』：第481号（令和3（2021）年7・8月合併号）をもって休刊。）

- ・『六朝論語注釈史の研究』（知泉書館、令和4（2022）年10月15日刊）

〈<http://www.chisen.co.jp/book/b607886.html>〉（知泉書館HP）

##### 2 訳書

昭和56（1981）年

- ・趙紀彬（1905～1982）『論語新探——論語とその時代』（原書第3版、中国叢書、大修館書店、昭和56（1981）年5月1日刊）

〈<https://baike.baidu.com/item/%E8%B5%B5%E7%BA%AA%E5%BD%AC/6233203>〉

平成3(1991)年

・温端政(1933~2020、(当時)山西省社会科学院言語研究所所長)『諺語のはなし 中国のことわざ』(高橋均・高橋由利子(御令室、1948~2021)編訳、基本中国語学双書7、光生館、平成3(1991)年9月20日刊)

【書評】中里見敬(1964~)「ことわざの内容から形式へ 温端政著、高橋均・高橋由利子編訳『諺語のはなし 中国のことわざ』」『東方』第162号(平成6年9月5日刊)32~35頁

(初出:『大警視だより』続刊第17号(令和5(2023)年7月1日刊))

(9) No.922 2023. 1. 1

日 中 文 化 交 流

(第三種郵便物認可)

「日中文化交流」第九百二十一号  
二〇三三年一月一日発行(毎月一回二日発行)

発行人 中野 暁

発行所

一般財団法人日本中国文化交流協会  
東京都千代田区丸の内三丁目四番五号  
〒100-8305

電話 〇三三三二二一七六番(代表)  
郵便振替口座 〇〇一四〇一五二七四七六番

定価 一部百八十円



〈知泉書館 646ページ 本体9,000円〉

六朝論語注釈史の研究  
高橋均著

この基礎資料にもとづいて、六朝時代の論語注釈家三九人を選び出し、魏、晋、宋、南齊、梁、および生没年不明の注釈家に分けて時代順に配列し、各注釈家の履歴、その論語説の紹介と検討、問題点の指摘、評価を行なった。引用文にはすべて日本語訳をつけたが、最後まで訳文を決めかねた箇所もある。さらに「資料編」として、

取りあげた三九人の注釈家の論語説の原文を整理し、馬国翰本、江戸刻本との字句の異同を示した。この資料編は、今後の論語研究のもっとも確かなテキストになるはずである。

解釈の特色に触れる紙幅がなかった。例えば孔子の弟子顔回は、道家的立場の注釈家からは、師の孔子とほとんど同列に位置づけられているし、慧琳という僧籍の注釈家は、中国と夷狄を比べた章で、夷狄を非文化の地と認めない。こうした解釈は、まさに精神的に解き放された六朝時代が生み出したものであろう。

論語義疏は、奈良時代には日本に伝わり、室町時代に宋・朱熹(一一三〇—一二〇〇)『論語集注』が伝わるまで、すべてこれに拠っていた。一方中国では、論語義疏は一一〇〇年頃には散佚してしまっている、今中国で通行するのは、すべて日本伝本に由来する。日本には論語義疏研究の長い歴史があり、その末端に連なるわたしにも、残された課題はまだ多い。

(たかはし・ひとし)



東京外国語大学名誉教授 高橋均

## 『六朝論語注釈史の研究』 —六朝の人たちは 論語をどう読んだか

【論語】研究の流れを追ってみよう。論語は、孔子(前五五一—四七九)の言行を弟子たちが編纂したもので、漢代には「魯論」「齊論」「古論」という三種の異本が存在した。その中で魯論が標準テキストとなり、注釈が作られるようになる。魏何晏(一九〇—二四九)の『論語集解』は、漢・魏のそうした成果をまとめたもので、今でも

だが、残った

この基礎資料にもとづいて、六

に伝わり、室町時代に宋・朱熹(一

六朝時代の論語研究史を明らかにしようと試みたものである。同様の試みに清・馬国翰(一七九四—一八五七)の『玉函山房輯佚書』「論語四十二種」があるが、用いた論語義疏にテキスト上の問題がある。わたしは、天理大学附属天理図書館所蔵の清熙園本論語義疏という、室町時代初期に抄写されたものとも優れた写本を採り、基礎資料作りから始めることにした。天理図書館に複写を依頼し、それをコピーして、注釈家ごとに切り抜き、ノートに貼りつけ資料番号を付けるという手順を進めた。今から三〇年前のことで、皇侃とは逆に論語義疏を分解したことになる。

## 都市と警察：ポリスのポリス

京都大学法学系教授 佐々木 健

平成の大合併に合わせ、各警察署が冠する地名も変更される例が少なくない。とは言え、官署の例に倣い、市街地に居を構えることが多い点は変わらないようである（消防署とは対照的だとの印象を持つ）。管内は、一つの市町村（地方公共団体）と一致することもあれば、複数に跨ることもある。

イタリアでは、この市町村を総称して「コムーネ」と呼ぶ。共同体の意である。都市国家共同体が市民団で構成されるという古代地中海のポリス的伝統に従う。政治的討議の場として都市中心部が概念される。所謂「旧市街」（チェントロ・ストリコ）であり、古代では城壁で囲まれた。反射的に、周縁部は都市の一部と位置づけられる。「分離集落」という概念を用いて、飛び地も共同体に含むものと扱われる。

ポリスの伝統には、自己決定による政治と、その決定に参画する資格を定めておくという特徴が伴う。政治的アクターは、主体性を前提とし、従って防衛と自主独立（アウトノミア）を担う戦士（防人）に参政権が認められる。こうして、専制や侵略を免れた「祖国」（パトリア）が観念される。父（パテル）の故郷である。

バハオーフェン『母権制』を引くまでもなく、親子関係の中で自然なのは、母子関係である。分娩という事実、授乳という経験、何より胎内での半年以上という期間が、社会的に子と母の結びつきを認定する。だからこそ、父子関係はこれを超える確実性を必要とする。しかも、母体が構成員再生産を担う以上、戦禍戦役から女性を遠ざけ、男性が兵士となる（ウクライナの悲しい現実が想起される）。女性だけが生むことの出来る男児（息子）は、父方母方いずれの共同体を防衛する兵役に服すべきだろうか。

紀元前5世紀、アテネではペリクレスが市民権法を定め、新生児にアテネ市民権を認める要件として父母双方がアテネ市民であることとした。市民団の閉鎖性、と呼ばれる。父母いずれの祖国・母国を守るべきかの判断に迷うことはなくなる。しかし、流動性を欠き、100年余りの栄華を経て、大国マケドニアに敗れ民主政は潰えた。

同じく前5世紀に、先進文明をアテネに学んだローマでは、十二表法が規定される。妻は、夫の家父権（パトリア・ポテスタス）に服するとされ、息子と同列に位置付けられる。あたかも、戸主の下に妻子が並ぶ戸籍のようである（戦後も、筆頭者という名称変更以外、本質は不変と見える）。民法772条（嫡出の推定）「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」は、父子関係を父母の婚姻から認定する趣旨である。国籍法2条（出生による国籍の取得）「子は、次の場合には、日本国民とする。一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき」により、仮に母が日本国籍を有しないときも、母と婚姻中の父（夫）が日本国籍を有していれば、子には日本国籍が認められる。

現代では、こうして、市民権が国籍概念に上書きされる部分がある。国際関係の単位、国際政治の主体（アクター）たる地位が、主権国家と観念されることにも起因するのだろう。それは、しかし、外交防衛の単位が、「国家」という大規模な中央集権体制に移行したことで表裏の関係にある。

「くに」と言えば、旧国名（当方なら近江）、更には各藩を単位として想起されるものかもしれない。「ムラ」（邑）に近いイメージを持つ方もおられよう。日本の基礎自治体は、平成の大合併を経て、2000に満たない数となった。「日本国」は、単純に人口で割ると、約6万人程度の「市」（ポリス、コムーネ）が集まって形成されるかのようである。

プラトンは、その著『法律』において、8000名程度の国家（ポリス）が、海から適度な距離を保って、他都市と交易しながら運営できる理想的規模だと論じた。サンマリノ共和国を想起させる（その首都「サンマリノ市」は人口4000程度とされる）。顔の見える範囲で、住民自治が果たされる。

このように見てくると、自治体を単位として警察が組織されることには、意義がある。ニューヨーク市警、あるいは警察庁なき警視庁である。米国における州兵が、知事の指揮下にあるのと同様である。但し、日本では、都道府県と市町村が二重構造をなしている。

日本でも旧警察法下、自治体警察が戦後の一時期、存在した。国（中央政府）からの財政支援を絶たれ、廃止（返上）が相次ぐ。かつて明治の郡制により、各地に郡役所が置かれた。当方の住む滋賀では、例えば彦根にもあった。やがて市制と町村制が分化する中、大正デモクラシーにより普通選挙が地方（府県、市町村）にも導入される。日華事変の頃、彦根に市制が施行され、戦後、彦根市警察署が設置された。後に滋賀県警に統合される際、愛知川分署が独立の警察署となる。

当方の「郷」（さと）は、彦根にも近い旧愛知郡に属した村であったが、犬上郡に編入され、やがて「町制」に移行する。平成の大合併まで、当方は長く「町民」であった。彦根城下から離れた農村であり、「市民」への憧れもあったように記憶する。愛知川署は今や警部交番となったが、身近なのは駐在所で、小学校の同級にも駐在さんの息子がいた。同級には妻となる女子もいたが、実は当方も妻も、彦根市内の同じ産院で生まれている（我が息子・娘も、この産院にほど近い産科で生まれた）。このため、イタリア留学時の滞在許可証には、4人とも出生地として「Hikone」の記載がある。

或るポリスで、政治を担う兵士を父として生まれた息子には、その市民権が与えられる。それは同時に、民会参加資格でもあり、兵役義務でもある。男性市民だけでは、次世代を再生産できない。女性（母、妻）も、市民と観念される（真実は、出生から動かし難い母子関係を背景に、女性市民団に男性を市民として加入させる方式の裏返し、と見るべきかもしれない）。しかし、古代アテネの例から知られる通り、閉鎖的市民団は動態を失う。少なくとも、交易で域外から物資を輸入する必要性が生じる。地球規模の情報を入手しなければ、天気予報も外れるであろう。

交易には、不確定要素が伴う。不測の事態に備え、契約や担保が発達する。金融や経済政策、地理的特性に基づいた分業も進展する。会話の通じる範囲で、複数のポリスを跨ぐ同盟・連邦が

構成される。市町村を糾合した都道府県か、或いは、都道府県を糾合した「日本国」か。独立を果たす防衛は、現代では常備軍を必要とする。古代ローマでは、征服した都市に募兵を命じつつ、ローマ中央政界には参画させなかった。代わりに、地方都市の経営は自治に委ね、消防警察組織を独自に賄う。

こうして、ポリス（都市）がポリス（警察）を営む。自治体警察は、当該自治体に祖国愛を感じる若者が応募して組織されるのが望ましい。父母の「町」に内部から秩序を与える。これを外部から防御するのは「主権国家」の役割とされる。ポリス（警察）がポリス（国家）を支配するのではなく、国家は構成諸都市（ポリス）の利益を最大化する。

「ローマの平和」は、領土膨張が止まった時期と重なる。かつての戦争奴隷も、世代を経て解放され、市民権を得る。父母の血統によらない市民権取得である。日本の国籍法も、例外的に「日本で生まれた場合」や帰化による国籍取得を認める。ポリス構成員を外部から迎え入れるのも、繁栄の礎である。

文民が文明を担い、市民が民会で議論し政治的決定を下す。市民社会である。同時に、ローマでは元老院が外交判断を長期的視点から下す。執政官経験者の集団だからである。共和政ローマのこうした伝統は、本邦閣僚経験者が衆参国會議員として条約批准を議決する姿に重なる。両国とも、軍事指揮権は民主的統制に服する。かつ、軍務から分離された警察権（ポリス）が、自治体（ポリス、知事と公安委員会）の指揮命令系統に組み込まれている。自治体は、こうして、警察を管理するポリスウーマンである（ギリシア語でもラテン語でも、「都市」は女性名詞だから）。

（執筆者紹介）

佐々木 健（ささき たけし）

京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学。京都大学博士（法学）。京都大学法学系教授。専門はローマ法。著書に『古代ローマ法における特示命令の研究』（日本評論社、2017年）、堀賀貴編『古代ローマ人の都市管理』（九州大学出版会、2021年）所収「ローマ法の道路行政」、大黒他編『岩波講座 世界歴史3 ローマ帝国と西アジア』（岩波書店、2021年）所収「ローマ法の後世への影響」、論文「ティベリス氾濫とローマ的差止（又は妨害排除、あるいは物権的請求権）」法学論叢192巻1～6号、特別寄稿として『大警視だより』続刊第12号（2021年7月）に「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から」（警察政策学会資料115号に再録）、同14号（同年11月）に「刑罰としての亡命：ローマからの視点」（同122号に再録）、同15号（2022年2月）に「訴訟の二段階：民刑事の相似」（同122号に再録）、同16号（2023年1月）に「都市と警察：ポリスのポリス」（本号に再録）、同17号（2023年7月）に「市場警察：ローマの公正取引」（本号に再録）など。

（初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊））

## 市場警察：ローマの公正取引

京都大学法学系教授 佐々木 健

民法から「隠れた瑕疵」が消えた（中年の筆者には、カタカナ書き「売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ」の方が馴染み深い）。代わって、「契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合」（570条）や、「引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき」（590条）など、契約不適合責任が語られる。同様に商法526条も、「売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したとき」が「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したとき」と改まった。それでも、これが商人間売買における買主による検査を前提とし、かつ売主が「悪意であった場合には、適用しない」点は維持された。

新旧いずれの場合も、瑕疵（不適合）を理由として、解除・減額・損害賠償が請求できるか否かを規律する。「直ちに発見することができない場合において」、「六箇月以内に」発見したときも、直ちに通知せよと言う。取引の動的安全、高速処理を念頭に置く。

同様の規律は、古代ローマに認められる。市場警察を担当する按察官（アエディリス）は告示を発し、瑕疵通告義務を課すと共に、損害賠償を六箇月以内に限り請求可能とした。神殿（アエデス）の管理・設営を職掌とし、市場は公共広場（フォルム）の神殿に開設されたのである。民会も、元老院も、法廷（フォーラム）も、市場も、首都の丘（カピトリウム）を見上げる公共広場（現、フォロ・ロマーノ）で開かれる。瑕疵担保責任は二倍額賠償を特徴とし、填補では不十分と考えられてきた。やがて、瑕疵に関する担保責任は、善意悪意を問わない法定責任と化した。このとき、契約解除は六箇月、減額請求は一年以内に限定された。賠償の範囲は不明確だが、買主に解除・減額の選択肢が生じたことになる。按察官が任期一年であることも関係したかもしれない。

反射的に、買主には、もう一つの武器が認められるに至る。「迫れる追奪の抗弁」である。売主から代金支払い請求を受けた買主は、追奪が切迫しているとして支払いを拒否できた。現行民法576条（権利を取得することができない等のおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶）として痕跡が残る。

公共広場での市場取引は、市民・非市民を問わない相互の駆け引きである。市場は、外部から希少財や大量安価な種類物呼び込み消費に回す装置でもある。公共広場が自由闊達な議論の場でもある以上、財の流通を差配する権力は、王を生む危険を孕む。王政打破の共和革命を経て、ローマ人は政治権力に任期制（と同僚制）を導入した。毎年2名の執政官が立つ。翌年度、支配される一市民に戻る。但し、経験を生かすため、執政官の諮問に答える元老院議員となる。集団指導体制であるが、実務は同僚制の執政官2名が互いに拒否権を持ちながら緊張感をもって担当した。やがて、裁判担当の法務官（ナンバー2）が増設され、これに次ぐ公職として按察官（ナ

ンバー 3) が誕生した。すると、野心ある若手政治家は、先ず按察官に立候補し、当選すれば法務官、執政官へと階梯を上昇しようとする。「名誉の階梯」と呼ばれるステップアップである。

未来の執政官として、按察官は神殿での市場取引を監督する。しかし、あくまで、「楽市楽座」である。参入規制や独占を排し、税も徴収しない。ただ、売買に騙し合いは付き物とは言え、不当な詐術や強迫を放置すれば、ローマ市場は評判を落とし地中海各地の商人は避けようとするであろう。そうでなくとも、支持者たる市民が損失を蒙る点を無視できない。こうして、瑕疵担保責任を売買当事者に課す思考が定着する。

ところで、古代ローマは、同時代の地中海世界にあって、奴隷が経済を下支えする社会に属する（実は、瑕疵の告知とは、売買される奴隷の逃亡癖や疾病歴が当初の主眼であった）。翻って、自由人は、市民非市民を問わず、権利主体として尊重される。合理的な選択に基づき、自由な合意に達すれば、契約を遵守しなければならない。この意味で、民商法の区別は消失する。全員が「商人」であると言っても良い。むしろ、未成年などは、契約を取り消す「原状回復」が認められる。言わば消費者保護である。商人が瑕疵を隠した場合には、悪意が推定される。定住しない外国商人をも保護するには、年限を区切って、取引から生じる結果を確定しておく必要がある。その外で、奴隷は、取引主体としての自由人から区別され、市民の下層よりも更に下に位置付けられた。但し、重要な動態がローマに見出される。奴隷には主人が出資して子会社を経営させる。商売で成功すれば、奴隷は解放される。主人の遺言による解放の他に、奴隷が自由身分を買い取る例も知られる。いずれの場合も、解放された奴隷については、元主人の側に相続権が発生した。しかも、解放奴隷の子は、公民権を有する市民となる。主人の選挙活動・政治活動に、有益な集票マシンとなる。政治的にも経済的にも、奴隷解放は促進された。

ところで、市場警察としての按察官は、瑕疵担保責任を当事者に課すだけではない。神殿の秩序維持も管轄し、刑事裁判権を行使した。民会に罰金刑を提案する機能も果たす。あたかも、公正取引委員会が排除措置命令や課徴金納付命令を発するかのようである。かつ、その審決に係る抗告訴訟は、通常裁判所（東京地裁）の専属管轄となった。ローマの民会は、通常刑事訴訟の管轄裁判所でもある。但し、公正取引委員会は独立行政委員会で、衆参両院の同意人事にかかる。現員は、官僚、法曹、経済学者で構成されている。対照的にローマでは、選挙による将軍でもある法務官、執政官へのステップアップが前提である。それでも、公正な取引の確保が、政治秩序の安定に資するという観念は、共通する。

今なお、フォロ・ロマーノの北に、トラヤヌス帝の市場が遺る（次頁写真参照）。人類史上初のショッピングセンター（モール）とも呼ばれる。半円形に湾曲し、各店舗の入り口にもアーチが架かる。換気と採光のため、天井も連続アーチでドーム状（ヴォールト）になっていた。市民への穀物無償配給にも用いられたようである。帝政期に入ると、按察官選挙は意義を失い、皇帝配下で任命される官僚と化す。それでも、公衆浴場や花街・娼婦の監督を担った。帝国各地の都市でも、同様の任務を担った官職が選任され一年任期で交代したようである。トラヤヌス帝の市場は、今では博物館として公開されている。入口は、大統領府（クイリナーレ宮殿）に近く、丘になった北側の大通りにある。

イタリアには、公正取引委員会に相当する競争・市場保護委員会がある。上下両院の議長が指名する独立行政委員会である。国家元首たる大統領に次いで、上院議長、下院議長がナンバー 2、ナンバー 3 と位置付けられている。日本の公正取引委員会でも、委員は衆参両院の同意を得て就任した。我が国とイタリア共和国は、こうして、議会・民会を通じて市場警察が公正取引を保護監視する共和政ローマの伝統を引き継ぐ。



トラヤヌス帝の市場を西から眺める。カピトリウムの丘側から撮影。画面奥に進めば大統領府のある丘。手前は「皇帝たちの広場」と呼ばれ、調査が進む。21世紀に入って、地下鉄延伸工事の最中、ハドリアヌス帝の建てた学舎が発見された。画面左に位置するヴェネツィア広場には、地下鉄C線の駅が設置される計画である。C線のうち、ローマ郊外の南東地区から、ラテラノ大学もあるサン・ジョバンニ広場までの部分は開通しているが、そこからコロッセオを経てヴェネツィア広場に至る部分（画面中央を横断する「皇帝広場通り」の地下）は未完成である。開発と発掘のイタチごっこは、古都ローマで頻繁に見られる光景である。古代法史の観点からは、遺跡が発掘され知見が深まるのは喜ばしい。

(初出：『大警視だより』続刊第17号（令和5（2023）年7月1日刊）

## 【追悼】

### 柴田光蔵先生の御逝去を悼みて

京都大学名誉教授柴田光蔵先生（1937～2022）には、令和4（2022）年11月8日（火）京都にて逝去された。85歳。謹んで御冥福をお祈りいたします。先生の御業績については、京大御退職時に刊行された『法学論叢』第146巻第5・6号（柴田光蔵教授還暦祝賀記念号、平成12（2000）年3月刊）中の「柴田光蔵教授 略歴・著作目録」に詳しいが、今般、林智良教授、佐々木健教授及び阪本尚文准教授の御示教を得て、その後のものを追加するなどして改めて御著作目録を作成した。ここには、紙幅の都合からその一部を成す「柴田光蔵先生関係文献抄」のみを収載しておく。全容については別の機会に譲る。

・「ウィキペディア」（「著作目録」もあり。）参照。

〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9F%B4%E7%94%B0%E5%85%89%E8%94%B5>〉

昭和42（1967）年

・『京都大学七十年史』（京都大学、昭和42（1967）年11月刊）384～385頁

平成9（1997）年

・柴田光蔵「田中周友先生を偲ぶ」『有信会誌』第39号（平成9（1997）年3月刊。田中周友：1900～1996）

・追悼集編集会議編『黒い旗の記憶 厚見民恭追悼集』（発行者 厚見法文、発行所 玄文社、平成9（1997）年7月刊）（厚見民恭氏は元玄文社社主、たみちか、1945.9.3～1995.7.5）

・『京都大学百年史 部局史編1』（京都大学後援会、平成9（1997）年9月刊）312～313頁 〈<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/152877>〉

平成12（2000）年

・『法学論叢』第146巻第5・6号（柴田光蔵教授還暦祝賀記念号、平成12（2000）年3月1日刊。「柴田光蔵教授 略歴・著作目録」あり。）

平成13（2001）年

・柴田光蔵「ある退官教員の日常 —memoriā universitāsのはざままで—」『有信会誌』43号（平成12（2000）年3月刊）56～59頁

・林智良「柴田光蔵先生の思いで」（同上）60～61頁

平成21（2009）年

・同書編集委員会『ラテン詩人水野有庸の軌跡』（大阪公立大学共同出版会、3月11日刊。水野有庸：ありつね、1928～2008）

令和5（2023）年

・「【文献目録】柴田光蔵先生著作年譜抄」『法史学研究会会報』第26号（令和5（2023）年3月30日刊）145～151頁（単行著作のみ収録、論説その他は未掲載。）

・「<追悼>柴田光蔵教授追悼の辞」（西村重雄「柴田光蔵先生の思い出」/吉原達也「柴田先生を偲んで—学生の頃」/林智良「柴田先生の思い出」/佐々木健「柴田先生のこと」『ローマ法

雑誌』第4号(電子版、日本ローマ法研究会、令和5(2023)年3月31日刊)428～435頁<<http://hdl.handle.net/2433/281895>>

・林信夫「(追悼)柴田先生 追想」、佐々木健「(追悼)柴田先生と」『有信会誌』第77号(令和5(2023)年7月1日刊)

令和6(2024)年

・(予定)「追悼の辞(柴田先生)」『法制史研究』73号(2023)(令和6年3月30日刊)

【訃報】謹んで御冥福をお祈りいたします。

- \*西林昭一氏(1932～2022、跡見学園女子大学名誉教授、中国書学)書学書道史学会初代理事長、著書に『書譜』、『書の文化史』等あり。令和4(2022)年7月8日御逝去、90歳。
- \*福島章氏(1936～2022、上智大学名誉教授、犯罪心理学)同年8月1日御逝去、86歳。
- \*柴田光蔵氏(1937～2022、京都大学名誉教授、ローマ法)同年11月8日御逝去、85歳。  
([https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/romahopedia\\_contents.pdf](https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/romahopedia_contents.pdf)) (本輯44頁参照。)
- \*渡辺京二氏(1930～2022、日本近代史家、思想家)『逝きし世の面影』、『幻影の明治 名もなき人びとの肖像』等の著作で著名。同年12月25日御逝去、92歳。
- \*石田穰一氏(1928～2023、元東京高裁長官、エッセイスト)那覇地裁所長、福岡高裁長官、93年定年退官。筆名「ゆたかはじめ」でも著名。令和5(2023)年1月17日御逝去、94歳。
- \*石井紫郎氏(1935～2023、東京大学名誉教授、日本学士院会員、日本法制史)同年1月17日御逝去、87歳、喪主は照明デザイナーの石井幹子氏(御令室)。
- \*永井路子氏(1925～2023、本名黒板擴子氏、黒板伸夫氏(黒板勝美博士(1874～1946)令甥、1923～2015)夫人、直木賞(『炎環』)作家)同年1月27日御逝去、97歳。
- \*大江健三郎氏(1935～2023)現代日本を代表する小説家で、日本人として2人目のノーベル文学賞を受賞。同年3月3日御逝去、88歳。
- \*坂本龍一氏(1952～2023)映画「ラストエンペラー」の音楽でアカデミー賞を受賞し、音楽グループ「イエロー・マジック・オーケストラ」＝「YMO」のメンバーとしても活躍。「芸術は長く、人生は短し」は坂本氏の好きだったという一節。同年3月28日御逝去、71歳。
- \*海野弘氏(うんの、1939～2023)評論家、美術や映画、都市論など幅広い分野で評論活動を行った。96年「江戸ふしぎ草子」で斎藤緑雨賞を受賞。同年4月5日御逝去、83歳。
- \*平岩弓枝氏(1932～2023)小説「御宿(おんやど)かわせみ」シリーズなどで知られ、文化勲章を受章した作家で脚本家。同年6月9日御逝去。91歳。
- \*中村信子氏(1930～2023)台湾研究者。台湾蘇澳冷泉の発見者竹中信景氏(1862～1942)令孫で、名著の譽れ高い『植民地台湾の日本女性生活史』(全4巻、田畑書店、平成7(1995)年12月～同13(2001)年10月刊)の著者。同年6月9日御逝去。92歳。
- \*平松茂雄氏(1936～2023)旧防衛庁(現防衛省)防衛研究所研究室長や杏林大学総合政策学部教授などを歴任した中国軍事専門家。同年7月5日御逝去。87歳。

(初出:『大警視だより』続刊第16、17号等)

## 行政争訟制度史研究の課題 —埼玉県における訴願裁決事例の紹介をかねて—

神戸大学大学院法学研究科教授 小野 博司

昨年、近代日本の行政争訟制度について論じた書籍（『近代日本の行政争訟制度』大阪大学出版会）を上梓した。「官庁の保護機関」（濱地八郎）といわれてきた行政裁判所の実はその姿や、外地等の行政争訟（訴願）制度を明らかにしたものであり、当時の制度の実像に少しは接近できたのではないかと秘かに思っている。しかし、「争訟制度」と銘打ちながら、現在の行政不服審査制度の前身にあたる訴願制度、特にその運用・利用実態については、ごく一部の事例を示すにとどまった。このことを反省し、「實際上効果がなかった」（諸橋襄）といわれている訴願の実像を知るために、現在、都道府県での裁決結果を調査しているが、すべてを終えるのはまだ大分先になりそうである（記録が残っていないところ、また残っていても一部しかないところが少なくないので、すべての都道府県を調べるのは難しいかもしれない）。この小文では、これまで調査してきた地域のうち埼玉県の事例を紹介し、都道府県における訴願裁決の実態の一端を示したい。

府県において訴願裁決を担当したのは参事会である。これは、府県制（明治23年法律第35号）により導入されたもので、知事、府県に奉職する高等官2名、名誉職参事会員からなる副議決機関である。府県制は、郡制、市制を行ったところから施行されたため、いつ行われたかは地域によって異なり、埼玉県では明治30年4月より施行された<sup>1</sup>。訴願の手続は、原則訴願法（明治23年法律第105号）にのっとって行われたが（明治24年4月県甲第29号内務省県治局長「訴願ノ手続及経由行政庁ノ件ニ付通牒」）、これとは別に定める府県も多かった。埼玉県でも、埼玉県参事会議事規則（明治30年5月）第6条により、訴願の裁決もしくは還付は、名誉職参事会員2名の主任者を選定し、文案をそなえて議長に提出し議案とすることが定められた。公吏が裁決案を作成する府県が多いなかで、このやり方は珍しいといえる。

明治30年から昭和17年までに埼玉県参事会が裁決した訴願（異議を含む）のうち、結果が明らかなのは142件である<sup>2</sup>。事件の内容は、83件が租税、42件が選挙で、これだけで全体の88.0%にのぼる。

裁決件数は年平均3.1件であるが、46年間で裁決が1件もなかったのが18年もある。件数が最も多かったのは昭和2年の27件で、大正15年の17件、昭和6年の16件がこれに続く。この3年だけで、全体の42.3%にあたる裁決がなされている。裁決件数（訴願数）の上下があるの

1 「埼玉県二府県制執行ノ件」国立公文書館所蔵『公文雑纂・明治二十九年・第十七巻・内務省四』（纂00380100）。

2 訴願裁決のデータは、埼玉県議会史編さん委員会編『埼玉県議会史 第2巻』埼玉県議会（1958）588頁、682頁、896-897頁、973頁、1036頁、同編『埼玉県議会史 第3巻』埼玉県議会（1960）421-422頁、503-504頁、569-570頁、691-692頁、915頁、1120-1121頁、同編『埼玉県議会史 第4巻』埼玉県議会（1962）128頁、324-325頁、460-461頁、548-550頁、647-649頁、840-841頁、1042頁、1123頁、同編『埼玉県議会史 第5巻』埼玉県議会（1964）11-12頁、374頁、496-497頁、615-616頁、727-728頁、841頁、950頁、同編『埼玉県議会史 第6巻』埼玉県議会（1966）201-202頁、292頁による。

は、選挙が一因であろう。

訴えが認容されたのは19件である。裁決件数に対する認容率は13.4%であった。選挙(12件)が最多で、残りが租税(7件)である。事件ごとの認容率は、選挙が28.6%、租税が8.4%であった。特徴的なのは、却下が多かったことである。36.6%にあたる52件が却下されている。そのため、却下を除くと、認容率も21.1%まで上昇する。

県参事会の裁決に不服のある者は、行政裁判所へ行政訴訟を提起することができる。却下を含めた判決中での勝訴率は25.2%であり、却下を除いた判決中での勝訴率(実質勝訴率)は30.9%であった。埼玉県参事会では認容されなかった事件の中にも、行政裁判所で訴えを認められたものが少なくない。例えば、租税関係でよく争われた独立生計者を戸数割納税義務者にできるかという問題については、県がこれを認めていたのに対し、行政裁判所は認めていなかったため、「逆転勝訴」を勝ち取った住民もいた<sup>3</sup>。

行政訴訟と比べて気づくのは、弁護士利用が少ない点である。行政裁判所判決を見ると、多くの事件で弁護士が代理人を務めている。訴願法は、他人に委任し代人をもって訴願を提起できるかを定めていないが、明治29年6月に第二次伊藤内閣は、これを認める閣議決定を行った。しかし実際に弁護士が利用されることは少なく、埼玉県参事会が裁決したものなかでは、3件だけであった(そのうち2件は、戦後最高裁判所判事となった真野毅が担当したが、いずれも訴えは認められなかった)。

本小文では埼玉県の事例しか紹介できなかったが、これまで調査した地域の事例と共通する点をいくつか見出すことができた。すなわち、①主に租税や選挙に不服を持った住民により行われた点、②訴願(裁決)の件数は1920年代に増加し、1930年半ばまでこの傾向は続くが、それ以降ほとんどなくなる点、③訴願事項が狭く、住民のニーズにあっていない点、④弁護士に頼らず自力で行われた点、である。今後はできるだけ多くの都道府県の裁決事例を調査し、訴願制度の運用・利用実態に迫りたい。

なお、これまで勉強してきた気になっているのが、「不法・不当な行政」に対する住民の意識の問題である。権利を侵害された(と思った)住民の多くは泣き寝入りしたであろうが、そうでない者ももちろんいた。却下率が高かったのは行政訴訟も訴願も同じであるが、これは住民が「切り捨て御免」を認めていなかったからと見ることもできる。江戸時代における公権力に対する人びとの意識に関する近時の研究も意識しながら、長く考えていきたい問題である。

(執筆者紹介) 小野 博司 (おの ひろし)

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。大阪大学博士(法学)。専門は近代日本法制史。近時の業績は、『近代日本の行政争訟制度』大阪大学出版会(2022)、瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会(2020)所収「満洲国親属継承法と林鳳麟」、深尾裕造編『マグナ・カルタの800年』関西学院大学出版会(2019)所収「マグナ・カルタと明治憲法」、出口雄一ほか編『概説日本法制史』弘文堂(2018)所収「明治国家の建設と国家法の整備」など。

(初出:『大警視だより』続刊第17号(令和5(2023)年7月1日刊))

3 水本忠武『戸数割税の成立と展開』御茶の水書房(1998)263-265頁。

## 【特別寄稿】

# 満鉄図書の旅、満鉄図書への旅

警察政策学会警察史研究部会員（福島大学行政政策学類准教授） 阪本 尚文

戦後経済学史の泰斗、小林昇の『山までの街』（八朔社、2002（平成14）年）は、草創期福島大学経済学部の潑刺とした学問的雰囲気を感じ、小林の「一種の教養小説<sup>ビルドゥングスロマーン</sup>」（あとがき）である。この名著には、敗戦直後に南満州鉄道株式会社（満鉄）の図書の一部を、小林らが福島市近郊の疎開先から経済学部（経済専門学校）の図書館に移した、という記述がある。新鮮な若手研究者を南東北の地方都市に招くためには、紀要の質的向上・定期的刊行と並んで専門図書の充実が不可欠だと考えていた「福島学派」の鼻祖は、「阿武隈川の対岸の在所の旧家の土蔵」に、満鉄が「戦争中に疎開させた、膨大で貴重な蔵書の一部が保管されている」という情報を聞きつけると「検分」に訪れ、「時間をかけて研究書というに値するものをたくさん選び出し [...], 限界的なレトリックを使ってあるじの説得に成功し、それらの本を経済学部の図書館に移した、という（123-124頁）。近年に福島大学附属図書館に寄贈された1940-50年代の小林の日記にも対応する叙述があり、上記の出来事が1947（昭和22）年4月16日から19日にかけて起きたとわかる（「小林昇青少年期・福島期文書」文書番号22、134-135葉）。

どうして満鉄図書が福島市の郊外に疎開していたのか？ 小林が移した「専門書」は、現在も福島大学附属図書館に所蔵されているのか？ 残りの図書の行方はどうなったのか？ 大学の北西の丘には、元満鉄職員が建立したものの忘却され、繰り返される福島県沖地震で倒壊し放置された「福島満鉄会」石碑があるけれども、満鉄図書とは関係があるのか？ 次々と疑問が浮かんできた筆者は、期せずして、激動の時代に翻弄される中で、国境を越えて拡散していった満鉄図書の痕跡をたどることになった。

なぜ満鉄図書が福島市郊外に疎開していたのか？ 詳細は、満鉄東亜経済調査局（東亜経調）の職員であった大内直之の回想から判明した。文部省図書館講習所を卒業後、満鉄奉天図書館を経て、1942（昭和17）年から東亜経調に勤務し、敗戦後は国立国会図書館に入館した生粋のライブラリアンである大内は、「記述目録法」という用語を初めて用い、「洋書目録法のゴットファーザー」とも称される。

ただし、大内の回想を見る前に、東亜経調について補っておきたい。1908（明治41）年に満鉄東京支社内に設立された東亜経調は、大川周明の入社（1918（大正7）年）以後、東南アジア・西南アジアの調査に重点を置いた。大川は五・一五事件に関与したことで理事長職を退くけれども、出獄後も顧問となっており、前嶋信次、坂本徳松、中村孝志らアジア研究者がここから巣立っていた。東亜経調は、世界主要国の植民地支配を知るうえで参考になる図書を買集め、著名な東洋研究者、モーリツの旧蔵書（モーリツ文庫）など、その数は和書、洋書、漢籍を合わせて10万冊以上にのぼった（大内直之「満鉄資料の接収」『現代の図書館』24巻2号、1986（昭和61）年、92頁；白岩一彦「国立国会図書館における満鉄資料の所蔵状況」『日米中における満鉄関係資料等

の利用と保存をめぐる諸問題』(日本貿易振興機構アジア経済研究所、2009(平成21)年)57頁)。井筒俊彦も、しばしばモーリツ文庫の閲覧のために東亜経調を訪れた、という(大塚健洋『大川周明』(講談社、2009(平成21)年)224頁)。

大内の回想に移ろう。1944(昭和19)年春、戦局の悪化に伴い東亜経調も貴重資料を東京から疎開させることになった。受け入れ先は、「スペース等の点から最適」な福島高等商業学校(1944(昭和19)年から福島経済専門学校(経専))の商品陳列館に決まる。7月までに、和書約3万冊、洋書約2万冊、和洋製本済雑誌約1万冊、漢籍約3000冊、モーリツ文庫約2500冊、機密扱の満鉄刊行資料など7万冊が移送され、8月には、市街地北部の信夫山ふもとのキャンパスに「東亜経済調査局福島分室」が開設された。このとき派遣されて、1948(昭和23)年まで図書に付き添ったのが大内である(大内「満鉄資料の接收」92-93頁;渡辺武房「満鉄資料と呼ばれてきたもの」『書橙』8号、1991(平成3)年、8頁)。

だが、東亜経調図書は、すぐに再疎開を強いられた。中島飛行機(現在のSUBARU)が、朝鮮人徴用工らを使って信夫山地下に戦闘機エンジンの工場を建設することになったからである(『朝日新聞』(福島版)2001(平成21)年9月7日付朝刊、30面)。この話が伝わると、空襲を避けるために、阿武隈川右岸の岡山村山口(現在の福島市山口)の醤油造り倉庫への再疎開が決まり、5月までに全資料がここに運び込まれた。かくして東亜経調の一大コレクションは、ひとときの安息の地を得たかに見えた。

しかし、8月に敗戦をむかえると、その平穏も破られる。占領軍が、1946(昭和21)年1月末から2月初頭にかけて和書約3万冊、漢籍3000冊、モーリツ文庫や満鉄資料、カード目録(著者と分類)、図書原簿などを接收したからである。大部分はアメリカ議会図書館(LC)に眠っているが、洋書はアラビア語のものなどを除きそのまま残され(約2万3000点)、1948(昭和23)年6月に国立国会図書館に特譲された(大内「満鉄資料の接收」93頁;白岩「国立国会図書館における満鉄資料の所蔵状況」57頁)。

こうしてみると、経専商品陳列館を経て岡山村山口に疎開していた東亜経調図書のうち、和書や漢籍、モーリツ文庫などの接收が1946(昭和21)年の1-2月で、洋書の国立国会図書館への特譲が1948(昭和23)年6月である一方、小林らの訪問が1947(昭和22)年4月なので、小林らが持ち出したのは、同地に残された洋書コレクションの一部なのであろうか?当初はそのラインで筆者も考えていたけれども、福島大学附属図書館の書庫内に点在する満鉄資料を尋ね歩く中で、別の可能性も浮上してきた。

小林らが持ち込んだ満鉄図書の所在地の候補として真っ先に思い浮かぶのは、附属図書館書庫2Cの「旧植民地関係資料」と呼ばれる一角である。「旧植民地関係資料」については、現在の地域未来デザインセンターの源流である東北経済研究所によって目録(東北経済研究所編『福島大学経済学部所蔵文献目録——旧植民地関係資料』(東北経済研究所、1987(昭和62)年))が作成されており、資料自体も、地域未来デザインセンターの前身である地域創造支援センター(CERA)が所蔵していたものである。この目録によると、「旧植民地関係資料」は、「旧南満州鉄道株式会社・旧満州国・樺太庁・南洋庁・関東州・台湾・朝鮮の七つに大別され、全体としては、ほぼ大正11

年から、敗戦直前の昭和19年に至るものを含んでいる」とされる(1頁)。実際、筆者が「旧南満州鉄道株式会社」並びに「旧満州国」の資料をいくつか手に取って見ると、表紙に「㊤」と印字された満鉄調査部の報告書(南満州鉄道株式会社調査部『在満鮮農ノ移住入植過程ト水田経営』(1941(昭和16)年))のように、たしかに満鉄の内部文書とおぼしき資料も見つかり、この『在満鮮農ノ移住入植過程ト水田経営』を含めて、筆者が調査した限りでは、すべてに1944(昭和19)年までの日付の福島高等商業学校(高商)の蔵書印が押されていた。翻ってみれば、各地の高商は植民地資料を収集していて、小林も、もともとは経済学史ではなく植民政策の講義を担当していた(原田哲史『19世紀前半のドイツ経済思想』(ミネルヴァ書房、2020(令和2)年)245頁)。今回調査した中には「福島高商満蒙研究会」という印が押されたものも見つかったので、福島高商でも校内に「満蒙研究会」が設立され、満鉄の内部資料が組織的に収集されていた様子がうかがわれる。これらのことに鑑みると、「旧植民地関係資料」は戦前ないし戦時下で福島高商に受け入れられたものであり、敗戦後に小林らが抜き取ってきた「専門書」は、別にありそうである。

次の候補は、同じく書庫2Cの「法令等資料」のコーナー付近にある、「経済旧資料」「経済旧分類」と表示のある段ボール箱(10箱ほど)である。こちらは目録もなく、また図書館の蔵書検索システムにもデータは取り込まれていない。中身を確認したところ、満鉄調査部の報告書など満鉄関連の資料にとどまらず、文芸書など様々な内容の図書・雑誌が含まれていた。蔵書印は、高商、経専の両方が見受けられたが、東亜経調のものは見られず、内容も小林の言う「専門書」とはやや呼びづらいものであった。

ここまで調べた頃に、旧教育学部(学芸学部)分館にも、同様に満鉄に関連する資料が所蔵されており、いわゆる「満鉄資料」と呼ばれていたことがわかった。これについては福島大学付属図書館学芸学部分館編『支那関係資料目録』1・2(1961(昭和36)年)が作成されているものの、図書は書庫2Dの和書教6版に混配されており、特定のコーナーはない。現物を調べると、「阿部俊一氏寄贈」と記されているものが多かった。こちらのルーツについては、元附属図書館員の渡辺武房氏が詳細な調査を行っており、元満鉄最高顧問、斎藤良衛の蔵書が、東亜経調図書と一緒に経専→岡山村山口と疎開し、接収を免れて旧学芸学部図書館に寄贈されたものであると判明している。阿部は前述の醤油造り倉庫の所有者だった当時の岡山村の村長であり、斎藤は、天津・福州・成都総領事や外務省通商局長などを経て1927(昭和2)年に満鉄に入り、理事・最高顧問を勤めたのち、第二次近衛内閣で外交顧問として松岡洋右に協力し、1951(昭和26)年に会津短期大学(現在の会津大学短期大学部)の学長に就任した外交官である。斎藤が東亜経調図書と一緒に疎開させた個人蔵書は、「個人のものだから」と大内が接収を断り当地に残り続けたが、旧学芸学部の歴史系教員の要請に応じて、これを1961(昭和36)年に阿部が寄贈したのであった。それゆえ本来東亜経調図書ではないはずだが、この中には東亜経調の蔵書印が残っている図書もあるようである(渡辺「満鉄資料と呼ばれてきたもの」7頁)。ただし、今回の調査では「阿部俊一氏寄贈」の表記がある図書は多数見つかったものの、東亜経調の蔵書印は見つからなかった。

新聞報道された斎藤の個人蔵書の寄贈には後日談があり、福島大学に満鉄関連の資料が所蔵されていることを知る「福島満鉄会」会長の大関理一(リットン調査団一行の列車に乗務した元満鉄マン)

が附属図書館を1990（平成2）年はじめに訪問し、書庫内への「福島満鉄会」石碑の設置を提案したが、当時カウンターで応対した図書館員の渡辺氏が謝絶し、石碑は福島市松川町関谷の丘の上の私有地に建てられることになった。土地の所有者は元満鉄職員の親族であり、その手で満鉄関連の図書が1999（平成11）年に附属図書館に寄贈され、書庫に混配されていることもわかった。福島市を代表するご当地グルメである円盤餃子は、元満鉄技師の家族によってつくられたことが知られているけれども、福島大学もまた、満鉄と不思議な、しかし浅からぬ縁でつながっているように見える。

ところで、斎藤の個人蔵書の寄贈を知らせる新聞記事（『福島民報』1961（昭和36）年7月8日付朝刊、1面）では、寄贈資料の規模は2600冊とされ、『支那関係資料目録』に記された563点、2230冊を上回っている。訝しんでいると、今度は、書庫4層の隅に「いわゆる満鉄資料」と張り紙された書棚があることがわかった。この一角の書籍も、いずれもバーコードなどは付されておらず、蔵書検索システムにもデータは取り込まれていない。内容は、雑誌や統計類、調査報告書類が中心だが、国際法関係のものも多く、また、「満鉄東京支社」、「東亜経調」、「江西省建設庁図書室」の蔵書印があるものや「阿部俊一氏寄贈」と書かれた図書も含まれている。蔵書の性格から、1961（昭和36）年に学芸学部に寄贈された斎藤の個人蔵書の一部であろう。渡辺氏は、「本館が所蔵するいわゆる満鉄資料と呼ばれてきたもの」には、『支那関係資料目録』に記された以外に「段ボール10個分ほどの資料」があるとするから（渡辺「満鉄資料と呼ばれてきたもの」7頁）、書庫4層の資料はこの「段ボール10個分ほどの資料」を書架に並べたものではないか？

したがって、ここにも小林らが持ち込んだ図書はなく、現時点での調査結果を述べれば、それらは、東亜経調旧蔵の洋書であった以外に、斎藤の個人蔵書であった可能性もあるけれども、どちらにせよ、書庫の旧経済分館図書の中に混配されているように思われる。

小林『山までの街』に導かれて満鉄図書の森に迷い込んだ筆者の調査は、ここに至って行き詰まることになった。100万冊近い蔵書を誇る附属図書館の書庫から、小林らが持ち出した図書を特定するのは事実上不可能であるし、それらが東亜経調図書だった場合は蔵書印から判別がつけけれども、斎藤の個人蔵書だった場合は蔵書印もなく、いよいよ発見は困難である。いずれにせよ、大内は「満鉄資料は接収または国立国会図書館に特譲され、疎開先に残したものはありません。ただし、当時、経専に貸出した資料が相当数あったと思います」と渡辺氏に語っていたので（渡辺「満鉄資料と呼ばれてきたもの」8頁）、附属図書館に散在する満鉄図書は、小林らが持ち込んだものを含めて、無視できる量ではなさそうである。これらは、「旧植民地関係資料」を除くと、井村哲郎「『満州国』関係資料解題」山本有造編『『満州国』の研究』（京都大学人文科学研究所、1993（平成5）年）13章にも記載がなく、ほとんど存在を知られていないと思われるけれども、LCや国立国会図書館所蔵の東亜経調図書から類推すると、附属図書館内の満鉄図書にも、希少価値・利用価値が高いものが含まれると考えるのが自然であろう。ワシントン-東京-福島と引き裂かれた満鉄図書の運命は筆者にとって新鮮な驚きをもたらすものであり、筆者が手探りの探求の中で味わった知的興奮を読者と共有できれば、これに勝る喜びはない。

[附記] 本稿は、阪本尚文編『知の梁山泊——草創期福島大学経済学部の研究』（八朔社、2022（令和4）年）所収の同名のエッセイを圧縮したものである。紙幅の都合から割愛した写真や参考文献

については、そちらも参照されたい。執筆に際して、芦原ひろみ氏、鈴木舞香氏（以上、福島大学附属図書館員）、星埜惇氏（元福島大学長）、渡辺武房氏（元福島大学附属図書館員）から助言を得た。厚く御礼申し上げる。なお、原論文の校正段階で、1947（昭和22）年から1970（昭和45）年までの図書原簿を調査したが、小林名義で大量の書籍が寄贈された記録は見つからなかった。

（執筆者紹介） 阪本 尚文（さかもと なおふみ）

京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士課程単位認定退学。現在、福島大学行政政策学類准教授。専門は憲法史。主な著訳書：『知の梁山泊——草創期福島大学経済学部の研究』（八朔社、2022（令和4）年）、「経済史学と憲法学——協働・忘却・想起」恒木健太郎・左近幸村編『歴史学の縁取り方——フレームワークの史学史』（東京大学出版会、2020（令和2）年）117-143頁、『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』（私家版、2020（令和2）年〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉）、フンボルト『国家活動の限界』（西村稔、石澤将人と共訳、京都大学学術出版会、2019（令和元）年）ほか。

（『大警視だより』続刊既載稿：「三権分立の意匠」10号（2020（令和2）年7月1日刊）5-6頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5206>〉、「「福島学派」の遠雷——井上紫電における憲法哲学の胎動」11号（2021（令和3）年1月1日刊）19-21頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5281>〉（加筆したものとして、「福島学派の遠雷——草創期福島大学経済学部の教官群像と井上紫電の軌跡」『行政社会論集』33巻4号（2021（令和3）年3月25日刊）1-40頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5328>〉）、「暗い時代の人々——博棣華と朱紹文のこと」12号（2021（令和3）年7月1日刊）31-34頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5337>〉、「垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論——廃藩置県150年に思う」14号（2022（令和4）年1月1日刊）18-19頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5440>〉、「押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」をめぐって」14号（2022（令和4）年1月1日刊）20-21頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5441>〉、「象徴・コロナ・SNS」15号（2022（令和4）年7月1日刊）19-21頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5611>〉、「満鉄図書の旅、満鉄図書への旅」16号（2023（令和5）年1月1日刊）25-29頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5713>〉。）

（追記：その後17号（2023（令和5）年7月1日刊）にも2篇寄稿されておられる。）

（初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊））

\*\*\*\*\*

（紹介） 部会員御受賞「阪本尚文先生、第5回インテリジェント・コスモス東北文化奨励賞御受賞」

部会員阪本尚文先生には、このたび公益財団法人インテリジェント・コスモス学術振興財団〈<http://www3.ic-net.or.jp/~incos/>〉主催の第5回インテリジェント・コスモス東北文化奨励賞を受賞された。同財団は、東北が生み出した文化の独自性と先見性を発見または体系化して内外に発信する優れた研究・活動の実績に対して、インテリジェント・コスモス東北文化奨励賞を授与している。今回の受賞理由となった研究テーマは「草創期福島大学経済学部の総合的研究」であり、阪本先生が共同研究を組織し、成果を同先生編『知の梁山泊——草創期福島大学経済学部の研究』（八朔社、2022（令和4）年11月3日刊）にまとめたことが評価された由とのこと。謹んで御祝詞申し上げます。〈<https://www.hanmoto.com/bd/isbn/9784860141097>〉

## 駒ヶ岳と義仲と北条氏の末裔——ランニングで巡る歴史旅日記5

大警視川路利良研鑽会会員 松宇 正一

### はじめに

中央アルプスの最高峰である駒ヶ岳は、伊那谷では東側にある甲斐駒ヶ岳と区別するために西駒ヶ岳と呼ばれている。一方、木曾の人々は当然ながら東側に聳えるこの山を西駒ヶ岳とは呼ばず、木曾駒ヶ岳と呼び、現在は、この木曾駒ヶ岳という名前が地図の表記などで一般的なものとなっている。全国にある駒ヶ岳と同様、晩春に現れる山腹の駒の雪形がその名前の由来となっている<sup>1</sup>。

### 木曾駒ヶ岳に登る

2022（令和4）年7月24日、その木曾駒ヶ岳2,956mに登頂した。伊那谷から駒ヶ岳ロープウェイを使って登るのが一般的であるが、私はあえて反対側の木曾谷からのルートを選択した。ロープウェイを使うと、降りてから約1時間30分で山頂に着いてしまうという味気なさがあまりにも「その山を感じる」ことから遠ざかってしまうような気がしたからである（知人を案内するのであれば間違いなくこのコースなのであろうが）。果たして反対側のルートは急登ばかりで代わり映えしないメンタル的にも非常にタフな長い長いコースであった。このコースでの登山者は私を含めて3人（！）。それに対して反対側からの登山者は何と約3,000人であった。

ロープウェイの力は絶大である。登山者というよりも、新品のウェアや登山靴に身を包んだ「観光客」が多く、彼らが数珠繋ぎとなって山頂までの道に連なっていた。文明の利器を活用し、コスパの良さ、エネルギー効率の良さを享受している人々である。

それに対して私は午前2時半起きで長野市内を3時に出発し、5時半に登山を開始して10時に山頂到着という実に7時間半を経て、汗だくのフラフラであった。それは下山を加えると都合12時間という過酷な山行であり、実に効率の悪い動きであったのである。2,000mを超えてもまだ登る標高の高さ、そして緯度的に南にあるためか2,700mを超えても森林限界が訪れない木立の中をひたすら歩くというアゲインストもまた疲労を増大させていたのだが、天気にも恵まれ、雨の心配がなく、風が気持ちよく、雲海が360度広がっていたのは救いだった。

富士山、御嶽山、八ヶ岳といった山々がそれぞれ雲海から頭を出している姿が見られるという贅沢は、やはり登山の醍醐味、登頂のご褒美である。苦しみが大きかった分、その喜びも大きかった。



木曾駒ヶ岳（登山者がいない木曾谷側）

1 1913（大正2）年8月26日に長野県中箕輪高等小学校（現・同県上伊那郡箕輪町立箕輪中学校）の集団宿泊の行事として実施された木曾駒ヶ岳集団登山における気象遭難事故の実話を題材とした新田次郎の山岳小説及びそれを原作とした鶴田浩二主演の映画「聖職の碑」（1978年）がある。

しかし、それにしても、毎日走ってある程度体力に自信があった私でも、もうこのルートはご免である。本当につらかった。考えただけで苦しさが蘇ってくるのである。

## 木曾谷をゆく

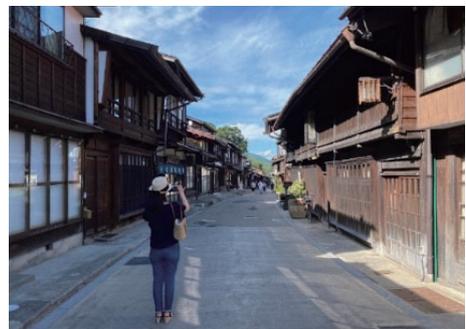
木曾谷からの4つのルートのうち、福島Bコースという登山口に車を停めていた私は、登ったルートをそのまま下山した。そしてその下の木曾駒高原を抜けて、車を国道19号に沿って松本方面に進めていく。木曾谷は狭い。国道19号と木曾川とJR中央線で、もういっぱいいっぱいである。木曾谷区間は信号が少なく、時速60km以上のスピードが常時出ることから、「木曾高速」と呼ばれているらしい。伊那谷を通る中央自動車道と比べても所要時間はあまり変わらないという。

## 中山道と奈良井宿

その日私は、中山道最大の難所の一つと言われた鳥居峠を前にして栄えた宿場町、奈良井宿<sup>2</sup>に立ち寄った。これまで機会がなかったため、初めての見学である。

江戸時代からの漆黒の町並みが保存されている、ある意味似たような景観は、かつて福井で一乗谷の戦国時代の町並みを見学したことで経験はしていたのだが<sup>3</sup>、それが、「全長1km超の長きにわたって続いて」おり、かつ、「それらのほとんどが稼働している」（商売でなく住居だけという場合もあるが）というところに大いに感動させられた。1km以上と分かったのは、その長さ、スケールを体感すべく、ランニングアプリを稼働させ、小走りで端から端まで移動してみたからである。

それにしても昔の人々のこのパワー、乗り物など限られていたであろう環境の中で、大いに移動し、大いに文化や経済を発展させてきたエネルギーはどこから来ていたのだろうか。つくづく不思議な気持ちになる。当時は今のようなトンネルなどなかったであろう鳥居峠しかり、そして、木曾谷からはほぼその姿が見えない（一部わずかに見えるポイントがあるとのことであるが）奥の奥にそびえる木曾駒ヶ岳などという長大な山に至るルートでさえしっかりと確保し、信仰や文化、生活の基盤としていたこと、さらには木曾義仲がこのような山深い谷底から軍を進め、北陸に抜けて京に攻め上ったことなど、そのパワーの源については私が知るわずかな側面のみでさえ、信じられない思いを感じざるを得ない不思議なことばかりである。



奈良井宿の町並み



木曾駒ヶ岳山頂付近から望む木曾谷

2 奈良井宿は、1978（昭和53）年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

3 「ランニングで巡る歴史旅日記1—越前歴史紀行」（大警視だより 続刊11号）参照。

特に義仲の戦いにおいては、戦闘員の招集、士気の鼓舞、作戦の伝達、武器の調達、兵糧の確保、そして運搬、宿泊の差配等々、頭に次々と湧き上がる疑問符を、「『今で言うと〇〇が〇〇するよなもの』といった具体例で説明する本が出せれば売れるんじゃないか」などと思いながら、帰路2車線でぐんぐんスピードが出る塩尻市内の国道19号を長野市に向けて走ったのだった。

## 義仲と木曾谷

木曾義仲は、頼朝の父義朝の弟義賢の二男として生まれ、幼少期は父の敗死によって身柄を預けられた木曾谷で過ごしていた<sup>4</sup>。

そして、1180（治承4）年に以仁王が全国に発した平氏打倒の令旨に呼応し、兵を率いて信州の北信地方に進み、小県郡の依田城で挙兵する。翌年、横田河原の戦いで越後から攻めてきた平家方の軍勢を破り、そのまま越後に進軍、やがて京から大軍を率いてやってきた平維盛の追討軍10万と倶利伽羅峠で戦うこととなる。

約3万の義仲軍は、奇襲などでこの戦いに勝利し、京に攻め上ることになるのであるが、京からやってきた維盛軍が約250kmの移動距離だったのに対し、義仲軍は木曾から上越までの約190km、そしてそこからさらに倶利伽羅峠まで約160kmの距離を踏んでおり、木曾からの総移動距離は約350kmであった。

多彩な移動手段を持つ現代社会のビジネスにおける緻密な出張計画と比べると、壮大な大事業であり、気が遠くなってしまう。

## 分水嶺と行政区

ところで、旧榑川村と木曾町の間にある鳥居峠には、木曾川水系と信濃川水系の分水嶺がある。2005（平成17）年に榑川村が塩尻市に合併するまでは、木曾郡（3町7村）の中に、二つの水系が存在しており、少々不思議な感じであった。やがて文化や産業、そして住民サービスなどの観点から榑川村が塩尻市に合併した後は、分水嶺どおりの行政区分となって今に至っている。しかし、塩尻市となった今もなお、塩尻市街から国道19号を走り、榑川地区に入るとまだ塩尻市内であるにもかかわらず、「木曾」の文言が看板などそこここに見られ、不思議な感じは継続、いやむしろ増幅している。

## 谷に暮らす人々

木曾谷から中央アルプス（木曾山脈）と伊那谷を越え、そのさらに先（東側）にある伊那山地と南アルプス（赤石山脈）に挟まれた谷には、中央構造線が南北の国道沿いに走っており、天竜川の支流・小渋川が南アルプスから西に流れている。その中央部にある大鹿村は信号がないことでも有名な山間の土地である。村の北端は分杭峠<sup>5</sup>、南端は地藏峠という難所にもなっており、

4 義仲の父義賢は1155（久寿2）年の大蔵合戦で源義朝の長男義平に討ち取られた。父が討たれた時に2歳であった義仲は、家臣により木曾谷の中原兼遠に預けられた。

5 分杭峠は、「ゼロポイント」として有名なパワースポットである。

その山深さは人を寄せ付けない堅牢な要塞のようである。

そのような生活という観点から見て厳しい土地においても、かつて南朝の宗良親王がこの地を三十余年にわたって信濃宮方と呼び南朝の本拠地としていた史実も残っており、人々の営みは脈々と続いている。また、農村歌舞伎芸能の伝統も受け継がれており、それらは「大鹿村騒動記」<sup>6</sup>という劇場映画に集約されて世に出たほどである。



大鹿村小渋ダムのダム湖

その大鹿村には、かつて「中先代の乱」を戦った北条得宗家の末裔北条時行が隠れ住んだと言われている。そこには、「北條坂」と呼ばれる坂が、小渋ダムの山腹に残っており、その麓、ダム湖の底にかつて存在していた桶谷集落<sup>7</sup>の人々は全て北条姓であったとのことである。

今、北条時行とそれを助けた諏訪頼重が主人公である少年漫画「逃げ上手の若君」<sup>8</sup>が、若者の間で人気だという。漫画では、時行は天才的な逃げ上手であり、頼重は未来を読む参謀役である。

## おわりに

丘陵地を含む山地が国土の70%を占める我が国は、いわゆる可住地が、イギリスやドイツなどといったヨーロッパ諸国の半分以下となっている。そのような山深い国土であっても、先祖伝来の土地に、または新たな希望を持って新天地として谷あいのわずかな低地に暮らす人々が存在する<sup>9</sup>。そして、今こうしている間も、決して便利ではないであろうその土地で、脈々とその暮らしが営まれている。

住み続ける気持ち、移住する気持ち、安らぎを感じる心、捲土重来を誓う気持ち、それらは悲喜こもごもであろうが、いつの時代も、そのような少数派の人々の熱いエネルギーが、閉塞した社会を変える原動力となっているような気がしており、興味が尽きない。 (了)

(初出：『大警視だより』続刊第16号（令和5（2023）年1月1日刊）

6 「大鹿村騒動記」は、2011（平成23）年に公開された日本映画。主演の原田芳雄が自ら企画した遺作であり、三國連太郎と佐藤浩市の初の親子共演も話題となった。

7 「桶谷」の語源は、「王家の谷」であると言われている。

8 「逃げ上手の若君」は、人気漫画家松井優征の作品。集英社「週刊少年ジャンプ」にて2021（令和3）年8号から連載中。

9 山村振興法に基づく振興山村は、2019（令和元）年5月現在、全国市町村数の約4割に当たる734市町村において指定されており、国土面積の約5割、林野面積の約6割を占めているが、その人口は全国の3%の360万人にすぎない（林野庁資料）。

# 日本百名山駒ヶ岳 4 座踏破と長岡藩家老河井継之助

——ランニングで巡る歴史旅日記 7

大警視川路利良研鑽会会員 松宇 正一

## はじめに

2023 (令和 5) 年 7 月 23 日 (日)、八海山 (1,778m)、中ノ岳 (2,085m) とともに越後三山 (魚沼三山) の一つに数えられる日本百名山の越後駒ヶ岳 (2,003m) への登頂に成功した私は、昨年 11 月 19 日 (土) に降り積もった雪に阻まれ途中で登頂を断念した山へのリベンジを果たすと同時に、昨年 7 月 24 日 (日) の木曾駒ヶ岳 (2,956m) への登頂で始まった日本百名山に数えられる駒ヶ岳 4 座 (ほかに甲斐駒ヶ岳 (2,967m)、会津駒ヶ岳 (2,133m)) 全ての登頂を 1 年間のうちに行うグランドスラムを達成した<sup>1</sup>。

## 苦しかった越後駒ヶ岳

昨年引き返したときは、「積もり始めた雪に体力と時間を奪われて断念」などと言っていたが、今回夏の真っ盛りに登ってみて、雪がなくても相当に厳しい山であることが判明した。正直、先月走った「妙高トレイルランニングレース 48km」よりも苦しかった。「人はできないことを何かのせいにする」典型だと思い知らされ、反省しきりである。

今回は、登山道入口までの水無川沿いの道で、昨年 11 月にも存在していた残雪が巨大な雪渓となって行く手を阻んでおり、川に入るか滝を遡るかしなければならないという状況の中、雪渓のすぐ上、ほぼ垂直の崖を横移動するという危険な最短ルートで「滑落したら命はない」と思いながら、草や木を必死で掴んで通過したという状況もあり、私のほかに登山者はいないだろうと踏んで登っていたところ、上の方でガサガサ音がする。

「すわ熊か、カモシカか、とにかく動物がいる！」と思い、しばらく動きを止めじっと様子を見た後、思い切って「おーい」と声を出したところ、「はーい」と日本語が返ってきてホッとした。わずかな時間だったが相当の恐怖であった。長岡から来たという先方もかなり怖かったとのこと「やはり鈴は必要ですね。」と二人で大笑いをした。

山頂では無数の赤とんぼに囲まれ、早くも一部始まった紅葉も楽しめた。まだまだ大きく残る残雪に囲まれているだけに、季節が移ろうスピード感に圧倒されてしまう<sup>2</sup>。



雪渓に閉ざされた登山道

1 国土地理院の2万5,000分の1地形図に山名が記入されている駒ヶ岳は全国に18座あり、全国的にはその土地の地名を冠して北海道駒ヶ岳 (1,131m)、秋田駒ヶ岳 (1,637m) などと呼ばれることがほとんどであるが、地元ではいずれも「駒ヶ岳」のみでシンプルに呼ばれて親しまれている。  
2 山頂には多くの登山客がおり、どうやら私が登ってきた登山道は、主要道ではないルートだったということが理解できた。登りにくく、厳しく、危険だったわけである。

## 馬と人々の暮らし

馬は古来大切にされ、最大にして最高級の贄（にえ）、一世一代の献上品として神様に奉納することがあったという。今で言えば神頼みに家一軒を納めるのと同じようなものである。どれほど重大な願いが込められていたのであろう。そして正月や受験シーズンなど、神社での願い事に使われる「絵馬」、各地に残る「馬頭観音」や「駒形神社」など、馬は人々の暮らしに欠くことのできない大切なものだったことがうかがい知れる。

特に春先の雪融けの時期、山肌の残雪が馬のように見える雪形からその名の付くことが多い「駒ヶ岳」は、豊作を願い吉凶を占う信仰の対象でもあったのである。そうした山やあるいは山自体がご神体とも言える各地の「駒ヶ岳」に登って分かったことは、いずれも日本の背筋とも言える奥深い山中にあり、現在に至ってもなお、「登頂するにはほぼ全て宿泊を伴う必要があるほどとても大変なことである」という事実である。



越後駒ヶ岳の山頂

## 長岡藩家老河井継之助の最期

司馬遼太郎の小説「峠」の主人公、越後長岡藩家老河井継之助もまた、この越後駒ヶ岳を眺めながら越後と江戸を行き来していたのであろうか。下山後に水無川沿いの道をランニングしながらそのようなことを考えた。

彼は1852（嘉永5）年の秋に初めて江戸に遊学に出掛けた後、長岡藩の重鎮となり最終的には戦闘の全権を掌握する軍事総督となっていた。1868（慶応4）年に戊辰戦争が始まると、江戸藩邸を処分して家宝などを売却し、アームストロング砲、ガトリング砲、エンフィールド銃、スナイドル銃などの最新兵器を購入した。特にガトリング砲は当時の我が国に3門しか存在しなかったうちの2門を長岡藩が所有していた。

やがて戊辰戦争の中でも最も過酷な戦いの一つとされる北越戦争で負傷をし、会津に向けて退却中、継之助がその生涯を終えたのは、越後駒ヶ岳の先、会津駒ヶ岳の山麓塩沢村（現・只見町）、看取った医師矢澤宗益の家であった。そこは今、ダム湖となった奥只見湖の湖底に沈んでいるという。



奥深い山々の最深部からの景色

## おわりに

「滑落したら命はない」と思いながら下山した私は、その日のニュースで越後駒ヶ岳での滑落により2名の死者が出たことを知る。奥深い山々の最深部に聳える駒ヶ岳とその周辺で営まれる人々の暮らしは、時にその命の浮沈に容赦なく振るわれる鈍（なた）に晒されていると感じた。「駒ヶ岳」で亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたい。

(了)

(初出：『大警視だより』続刊第18号（近刊予定）)

(紹介) 「ランニングで巡る歴史旅日記」 一覧

- 1 越前歴史紀行——信濃から飛騨、美濃を抜けて <『大警視だより』続刊 11 号>  
⇒警察政策学会資料第 115 号 517 ～ 522 頁に再録。
- 2 謙信道——川中島に向かう越後上杉軍のルート <『大警視だより』続刊 12 号>  
⇒警察政策学会資料第 122 号 221 ～ 224 頁に再録。
- 3 飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 <『大警視だより』続刊 14 号>  
⇒警察政策学会資料第 122 号 225 ～ 231 頁に再録。
- 4 源頼朝と善光寺——ランニングで巡る歴史旅日記 4 <『大警視だより』続刊 15 号>  
⇒警察政策学会資料第 122 号 232 ～ 235 頁に再録。
- 5 駒ヶ岳と義仲と北条氏の末裔——ランニングで巡る歴史旅日記 5 <『大警視だより』続刊 16 号>  
⇒本輯 53 ～ 56 頁に再録。
- 6 奥只見湖の銀山跡と尾瀬——ランニングで巡る歴史旅日記 6 <『大警視だより』続刊 17 号>  
⇒本輯未収録。
- 7 日本百名山駒ヶ岳 4 座踏破と長岡藩家老河井継之助——ランニングで巡る歴史旅日記 7 <『大警視だより』続刊 18 号 (近刊予定) >  
⇒本輯 57 ～ 58 頁に再録

『大警視だより』 些論…⑫

三元豚と国語辞典

とある文章講座で「疑問をそのままにせず、辞書でしっかり調べてください。」と教わりました。

そして昼に食べたソーセージサンドに「三元豚使用」と書いてあったので、「三元豚ってどんな豚だろう」と調べてみると、「さんげんぶた」だとずっと思っていた豚は、「さんげんぶた」ではなく、「さんげんとん」だったという重大な事実が判明しました。

DNA のかけ合わせで生み出された「丈夫で、成長が早く、美味しい」豚。「早い、旨い、安い」の吉野家のようなのです (そちらは牛肉ですが)。

我が国の大半の豚は、「三元豚」であるとのこと。「大半」ってどのくらいだ? と調べてこれまた辞書を引くと、「大半」とは「約 3 分の 2」のことを言うのだそうです。驚きました。続けて「それ (大半) 以外の 3 分の 1」は、「小半」と言うことを知り、ますます辞書の海に溺れていく私です。

(影法師)

## 【附録】警察政策学会警察史研究部会等作成資料一覧

### 1 警察政策学会学会資料（〈<http://www.asss.jp/>〉でも閲覧可能。）

- ・第31号『警察という言葉の成立事情』（警察史研究部会、平成16（2004）年3月刊）（笠野孝氏執筆）
- ・第51号『「警察巡閲規則」「注解」』（警察史研究部会、平成20（2008）年7月刊）（戸高公德氏執筆）
- ・第60号『普魯西王国警察大尉ウイヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書～付 全国警部長会議における演説～』（警察史研究部会、平成22（2010）年6月刊）（戸高公德氏執筆）
- ・第86号『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』（警察史研究部会、平成28（2016）年3月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・第107号『明治の国家と警察制度の形成』（警察史研究部会、令和元（2019）年8月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・第110号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会、令和2（2020）年5月8日刊）（序文：廣瀬權部会長）
- ・第114号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集 上冊』（警察史研究部会、令和3（2021）年5月8日刊）（序文：廣瀬權部会長）
- ・第115号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集 下冊』（警察史研究部会、令和3（2021）年5月8日刊）（序文：廣瀬權部会長）
- ・第121号『明治の内政・治安政策と武士の終焉』（警察史研究部会、令和4（2022）年7月刊）（鈴木康夫氏執筆）
- ・第122号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第三輯）福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集』（警察史研究部会、令和4（2022）年5月8日刊。電子版として刊行）（序文：廣瀬權部会長）
- ・第130号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第四輯）』（警察史研究部会、令和5（2023）年？月1日刊）（序文：廣瀬權部会長）（本輯）

### 2 警察政策学会学会資料・別刷

- ・『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・（公財）警察協会、平成25（2013）年12月刊。序文等：金澤昭雄警察協会会長、加藤晶部会長、廣瀬權警察協会専務理事）〈<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/20/>〉（警察協会）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警

察政策学会、平成 26 (2014) 年 11 月 7 日刊。序文：加藤晶部会長)

- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷。令和元 (2019) 年 10 月 1 日刊。序文：廣瀬權部会長)

### 3 大警視川路利良研鑽会刊行物

- ・『大警視だより』続刊 ((復刊) 第 1 号 (平成 28 (2016) 年 3 月 31 日刊) ~ 第 17 号 (最新刊。令和 5 (2023) 年 7 月 1 日刊)) (『大警視だより』創刊：平成 23 (2011) 年 6 月 13 日刊、創刊者：鹿児島市松井幹郎氏 (1935 ~ 2021.8.17)、最終刊：第 29 号、平成 28 年 2 月 13 日刊)
- ・『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集 [『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック]、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』(大警視川路利良研鑽会、令和元 (2019) 年 9 月 1 日刊)

\*\*\*\*\*

(紹介) 本輯所載「『大警視だより』些論』(影法師)」の件

- 前輯『警察政策学会資料』第 122 号に引き続き挿入した「『大警視だより』些論』(影法師)」⑥~⑬の初出は、次のとおりです。なお、①~⑤は前輯 (第 122 号) 236 ~ 238 頁に収載済です。
- ・ 17 頁「⑥草」、23 頁「⑦気の重いこと」、61 頁「⑨デジタルトランスフォーメーション (DX)」⇒ (初出)『大警視だより』続刊第 16 号 (令和 5 (2023) 年 1 月 1 日刊)
  - ・ 23 頁「⑧開ける視界」、16 頁「⑩蛙化現象」⇒ (初出)『大警視だより』続刊第 17 号 (令和 5 (2023) 年 7 月 1 日刊)
  - ・ 16 頁「⑪そうめん (素麺)」、59 頁「⑫三元豚と国語辞典」、64 頁「⑬手を掛けないで目を掛ける」⇒ (初出)『大警視だより』続刊第 18 号 (令和 6 (2024) 年 1 月 1 日刊 (近刊予定))

『大警視だより』些論…⑨

#### デジタルトランスフォーメーション (DX)

地元の市役所の関係者が中心の小ぢんまりとしたメンバーでしたが、税理士先生を講師に迎えて行われた過日の勉強会はとてもためになりました。市の補助金をもらうのに手続きが煩雑に過ぎ (書類が多すぎて)、地域の活動団体は少子高齢化などもあって疲弊している、現代の DX で何とかしなければならない、といった内容。

私も地域の文化芸術活動に携わる中で、国の補助金に関わる膨大な書類作成をした経験がありましたので、「もう (申請すること自体を) やめてしまいました。」などとお伝えしつつ (笑)、興味深く拝聴しました。

市の職員の事務の手間を本来の前向きな部分に振り分けたい (リソースの適正な配分) という思いと、情報公開制度や住民通報制度などを活用してなんとかしていこうという、単なるデジタル化だけではない、

「制度の根本を変えていく発想」

が、とても新鮮でした。私、妻のエネルギーを本来向けられるべきところに振り分け、できるだけ私が怒られない方向に DX していきたいのですが……。

(影法師)

## 跋

巻頭の廣瀬権部会長序文等にもあるように、本輯は、小警察史研究部会が警察政策学会資料『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—』の名の下に発行しつつあるものの第四輯である。令和2（2020）年5月8日加藤晶初代部会長の御一周忌に第一輯（第110号）を発行し、その後、同3（2021）年に第二輯（上冊（第114号）、下冊（第115号））、同4（2022）年に第三輯（第122号）を刊行した（警察政策学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉参照。）。今次作成の本輯は、主として上記第三輯発行以降に作成したものその他を収録している。今回も、部会員稿に加え、川路大警視御玄孫の川路利永様はじめ外部の御高名な先生方の御玉稿をも収載させていただいた。寔に光栄なことであり、深く感謝するとともに、今後とも何卒よろしく御教導の程お願い申し上げる次第である。

本輯の成るは、ひとえに、既に鬼籍に入られた武藤誠先生（小部会の前身たる「警察史研究会」の主宰者、1922～2013）、加藤晶氏（初代部会長、1930～2019）、福永英男氏（第二代部会長、1936～2021）、戸高公德氏（初代事務局長、1930～2019）、原田弘氏（部会員、1927～2021）及び中山好雄氏（同、1934～2023）等部会先学諸氏の往時の御高教、御指導に拠るものである。ここに改めて深甚の謝意を表するとともに、謹んで御冥福をお祈りいたすものである。

発行に当たっては、従前と同じく、警察政策学会様の格別の御理解と御指導を賜り、また、編集自体については、『大警視だより』続刊編集指南役松宇正一氏のいつもながらの御配慮にお甘えした。ここに記して厚くお礼申し上げます。小会では、平成13（2001）年の部会再設置以来我が近世、近代警察史研究に勤しんでいるが、今後も微力ながら精進したいと考えていることから、大方の御示教と御支援を切にお願い申し上げます。

（令和5（2023）年7月21日稿）

〔簡便索引〕（執筆者索引）

【あ行】

臼井 良雄

横須賀の「官修墓地墓前祭」の運営について：18

小野 博司

【特別寄稿】行政争訟制度史研究の課題—埼玉県における訴願裁決事例の紹介をかねて—：46

【か行】

笠井 聡夫

大警視が見た近代警察：14

大警視と東京獅子—所謂南洲暗殺事件の真相—：10

川路 利永

「昭和 97 年」：1

「バタフライエフェクト」：4

警察史研究部会事務方

神川武利氏著作年譜抄—『近代警察史関係文献目録抄』補遺の一として—：21

元警察政策学会警察史研究部会員中山好雄氏の御逝去を悼みて：17

小林 宏

【特別寄稿】瀧川政次郎博士の喜壽の「謝辞」と米壽の「挨拶」：24

（参考 1）瀧川政次郎博士略年譜・著作目録関係資料抄：28

（省略）（参考 2）、（参考 3）：29

【さ行】

阪本 尚文

【特別寄稿】満鉄図書館の旅、満鉄図書館への旅：48

佐々木 健

市場警察：ローマの公正取引：41

都市と警察：ポリスのポリス：38

重田 麻紀

【特別寄稿】企画展開催のよろこび—「動物たちの江戸時代」（2023 年 3 月 14 日～ 28 日）

—：33

瀬賀 正博

【特別寄稿】親を「不孝する」ということ—中世における不孝の罪責と親子関係断絶—：30

【た行】

高橋 均

【特別寄稿】高橋均先生（東京外国語大学名誉教授）『『六朝論語注釈史の研究』—六朝の人たちは論語をどう読んだのか』：36

【は行】

廣瀬 權

序文：(1)

2022（令和4）年とは—「悟性的な笑い」と「利他の心」：7

【ま行】

松宇 正一

駒ヶ岳と義仲と北条氏の末裔——ランニングで巡る歴史旅日記 5: 53

日本百名山駒ヶ岳4座踏破と長岡藩家老河井継之助——ランニングで巡る歴史旅日記 7: 57

【その他】

【川路大警視関係記事紹介】：6

【川路大警視関係新刊紹介】：9

【簡便索引】（執筆者索引）：63

【新刊紹介】：23

【『大警視だより』些論】（影法師）⑥～⑬：16（2稿）、17,23（2稿）、59,61,64

（紹介）本輯所載「【『大警視だより』些論】（影法師）」の件：61

【追悼】柴田光蔵先生の御逝去を悼みて：44

跋：62

〔凡例〕：(5)

【訃報】：45

【附録】警察政策学会警察史研究部会作成資料一覧：60

『大警視だより』些論…⑬

## 手を掛けないで目を掛ける

農作物は放っておいてもある程度は育ちますが、手を掛ければ掛けるほど美味しく育つのだそうです。作業をサボれば作物の質が落ちるばかりでなく、生産者の観察力も落ちてしまうと言います。

美味しい料理には、手が掛かっていることが多いものです。さりげなく盛り付けられた一品に展開する壮大な物語を想像するだけでも、満足感に浸れます。

ところが、何にでも手を掛ければいいというものでもないようです。例えば子育てでは、手を掛けることは実は楽なことで、手を掛けないで見守ることの方がはるかに勇気が要るという考え方があります。当然、見守っていた方が、子どもは大きく成長するでしょう。そのような育て方は時に「目を掛ける」という言葉で表現されます。

しかし、そこでは、相手を信じ、相手に信じてもらうという関係が不可欠になってきます。

上司と部下の関係が中心となる仕事の世界も同じかもしれません。「手が掛かる」人間にならないよう、気をつけていきたいものです。

（影法師）

警察政策学会資料 第130号

近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心に― (第四輯)

令和5(2023)年8月

編集 警察政策学会  
警察史研究部会

発行 警察政策学会

〒102-0093

東京都千代田区平河町1-5-5 後藤ビル2階

電話 (03) 3230-2918・(03-3230-7520)

FAX (03) 3230-7007